

第9期大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の進捗状況について（令和6年度（令和7年3月末）時点）

計画第5章に記載している具体的取組の推進状況を年度ごとに確認します。

1 地域包括ケアの推進体制の充実	
施策の方向	<p>・専門職が協働して、地域におけるネットワークを構築し、地域が抱える課題の解決に向けて継続的に支援していく機関として設置された地域包括支援センターの充実を図っていきます。</p> <p>・地域で安心して暮らし続けるために、医療・介護といった専門的なサービスの充実とともに、地域住民と協働した地域づくりや通いの場の充実などに取り組んでいきます。</p>

自己評価 ◎：達成できた（達成率80%以上） ○：概ね達成できた（達成率60～79%） △：達成はやや不十分（達成率30～59%） ×：全く達成できなかった（達成率29%以下） -：評価対象外

第9期計画（第5章 高齢者施策の展開）				令和6年度			
NO.	計画 頁数	項目 番号	第9期における 具体的取組	目標 (事業内容、指標等)	実施内容 (実績)	自己 評価	課題と対応策 (備考)
(1) 在宅医療・介護連携の推進							
1	45	1 (1)	【在宅医療・介護連携推進事業の推進】 地域の関係団体等が参画する各区の「在宅医療・介護連携推進会議（部会・ワーキング）」において、現状分析により抽出された課題をもとに対応策を検討する。	すべての区において、区役所が主体的に会議を開催し、課題を抽出のうえ、対応策を立案する。	区役所が主体的に会議を開催し対応策を検討、具体化：21区/24区	◎	今後も引き続き、地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状を把握・共有のうえ、課題抽出、対応策を検討します。
2	46	1 (1)	【医療・介護関係者に関する相談支援】 「在宅医療・介護連携相談支援室」に在宅医療・介護連携支援コーディネーターを配置し、医療・介護関係者等からの相談を受けるとともに、連絡調整・情報提供等の支援を行い、多職種間の円滑な相互理解や情報共有を図る。	すべての区において、多職種間における情報の収集・共有をするために、地域の医療・介護に関する会議に参画する。	地域の医療・介護に関する会議への参画：24区/24区	◎	今後も引き続き、地域の医療・介護に関する会議に参画し、情報収集及び関係者等との共有を図ります。
3	46	1 (1)	【医療・介護関係者の研修】 在宅医療・介護連携が促進できるよう、関係者が相互に信頼できる「顔の見える関係」づくりを進めるため、多職種の連携を図るための研修会を開催する。	すべての区において、医療・介護関係者が参加する「多職種研修会」等を開催する。	多職種研修会の開催：19区/24区	○	今後も引き続き、多職種間の連携強化のため研修会を開催します。
4	46	1 (1)	【地域住民への普及啓発】 地域住民が自ら希望する医療や介護を受けるなど、在宅での療養が必要となったときに、適切にサービスを選択できるような普及・啓発を進めていく。	すべての区において、在宅医療や介護に関する理解促進のため、区民講演会の開催や広報紙・ホームページ等で普及・啓発を実施する。	区民講演会や広報紙等・ホームページ等を活用した地域住民に対する普及啓発：24区/24区	◎	今後も、地域住民に対して在宅医療や介護に関する理解促進のための普及啓発に取り組みます。
5	46	1 (1)	【医療・介護関係者の情報共有の支援】 患者・利用者等の状態の変化に応じて、医療・介護関係者間で速やかな情報共有が行われるよう多職種で情報共有ツールの活用等について検討する。	すべての区において、医療・介護関係者が地域で充実又は作成するべきツールを検討する。	地域で充実又は作成するべき情報共有ツールの検討：23区/24区	◎	今後も、医療・介護の関係者が情報共有するためのツール等の検討を行うとともに、導入や利用促進に向けて取り組みます。
6	46	1 (1)	【医療・介護関係者のその他の支援】 在宅医療と介護が切れ目なく提供できるよう、多職種連携によるチームケアの体制の構築を進める。	すべての区において、地域の実情に応じた切れ目のない在宅医療・介護のサービス提供体制のニーズ・あり方について検討する。	区民が必要とする切れ目のない在宅医療・介護のサービス提供体制のニーズ・あり方の検討、具体化：21区/24区	◎	今後も引き続き、切れ目のない在宅医療・介護サービス提供体制の検討を図るとともに、具体化に向けた取り組みを進めます。
7	46	1 (1)	【在宅医療・介護連携推進事業の評価・改善】 PDCAサイクルに沿って地域実情に応じた柔軟な取組を進めることで、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築を進める。	すべての区において、課題への対応策が具体化され、実施・評価・改善をPDCAサイクルに沿って実施する。	PDCAサイクルに沿った課題対応の実施：19区/24区	○	今後も引き続き、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築に向けて、関係機関等と連携しながら、PDCAサイクルを意識した事業実施の推進を図ります。

第9期計画（第5章 高齢者施策の展開）				令和6年度			
NO.	計画 頁数	項目 番号	第9期における 具体的取組	目標 (事業内容、指標等)	実施内容 (実績)	自己 評価	課題と対応策 (備考)
(2) 地域包括支援センターの機能強化							
8	49	1 (2)	【高齢者の総合相談支援】 地域包括支援センターでは、高齢者の個々の状態に応じた介護予防ケアマネジメントに基づく効果的な介護予防サービス等を提供することとあわせて、地域で安心して暮らせるよう総合相談支援・権利擁護業務、地域の多職種協働・多職種連携による包括的・継続的ケアマネジメント支援や地域住民・専門機関等の地域ネットワークの形成を行うとともに、引き続き、障がい者基幹相談支援センター等、様々な相談支援機関と連携し、切れ目なく円滑に介護サービス等が受けられるように支援を行う。 大阪市では概ね中学校区ごとに地域包括支援センター又は総合相談窓口（ランチ）を設置しており、地域包括支援センターと総合相談窓口（ランチ）は連携して総合相談支援・権利擁護業務を行う。	市内全ての圏域において、窓口を設置し、高齢者及びその家族から総合相談支援・権利擁護業務を実施する。	(取組実績) ・地域包括支援センター 設置数：66か所 延べ相談件数：523,508件 ・総合相談窓口（ランチ） 設置数：65か所 延べ相談件数：80,211件	◎	-
9	49	1 (2)	【地域包括支援センターの機能の強化】 地域包括支援センターの運営体制・業務内容等の評価を実施し、市内全域において包括的かつ継続的な支援体制が公平かつ中立に提供されることを担保し、専門機関として質の向上を図るための取組を進める。 大阪市独自の研修として職員等を対象に、基礎研修・発展研修・管理者研修という研修体系により、各階層に求められる役割と専門的知識を明確にした効果的な研修を実施する。	市内全域において包括的かつ継続的な支援体制の構築・専門機関として質の向上を図るため、地域包括支援センター職員等を対象とした、各階層別研修を実施する。	(取組実績) 基礎研修 4回 発展研修 4回 管理者研修 2回 全体研修 3回	◎	-
10	49	1 (2)	【地域包括支援センターの資質の向上】 地域包括支援センター運営協議会において地域包括支援センターの事業の評価を行い、その結果に基づいた助言・支援を地域包括支援センターに対して行うとともに、必要な研修等の実施を通じて、地域包括支援センターの資質の向上を図る。	事業評価指標※に基づく評価結果 目標値等：全ての地域包括支援センターが全ての項目を満たす。 ※総合相談の実施状況や地域ケア会議の開催状況など、地域包括支援センターの事業の基本的な事項に関する評価指標	(取組実績) ・事業評価指標に基づく評価結果 指標達成：61包括（92%）	◎	長寿化に伴う医療・介護ニーズの増大や高齢者を取り巻く課題の複雑化・多様化もあり、地域包括支援センターへ寄せられる相談件数の増加や相談内容の複雑化が見られる。 地域包括支援センターが地域包括ケアの実現に向けた中核的な機関としての役割を担うことができるよう、業務負担の軽減に努めるとともに、引き続き、評価結果に基づいた助言・支援及び研修等を実施し、地域包括支援センターの資質の向上に取り組む。
11	50	1 (2)	【地域ケア会議の推進】 個別ケース検討のための地域ケア会議、高齢者等の自立支援等に資するケアマネジメントを支援するための地域ケア会議、ケース検討から見えてきた課題のまとめのための地域ケア会議等を実施する。 見えてきた課題については、地域包括支援センターから運営協議会（区地域ケア推進会議）に報告することを委託方針とし、地域ネットワークの構築を推進するとともに、課題を取りまとめることで地域の課題把握を行い、包括圏域で取り組む課題に関して、今後の取組につなげる。また、市域で取り組むべき課題に関しては、市地域ケア推進会議へ報告し、政策形成へつなげることとする。	事業評価指標及び重点評価事業における応用評価指標に基づく評価結果 目標値等：全ての地域包括支援センターが地域ケア会議に関する項目を満たす。	(取組実績) ・事業評価指標に基づく評価結果 (地域ケア会議に関する項目) 指標達成：66包括（100%） ・重点評価事業における応用評価指標に基づく評価結果 指標達成：66包括（100%）	◎	長寿化に伴う医療・介護ニーズの増大や高齢者を取り巻く課題の複雑化・多様化もあり、地域包括支援センターへ寄せられる相談件数の増加や相談内容の複雑化が見られる。 地域包括支援センターが地域包括ケアの実現に向けた中核的な機関としての役割を担うことができるよう、業務負担の軽減に努めるとともに、引き続き、評価結果に基づいた助言・支援及び研修等を実施し、地域包括支援センターの資質の向上に取り組む。

第9期計画（第5章 高齢者施策の展開）				令和6年度											
NO.	計画 頁数	項目 番号	第9期における 具体的取組	目標 (事業内容、指標等)	実施内容 (実績)	自己 評価	課題と対応策 (備考)								
(3) 地域における見守り施策の推進（孤立化防止を含めた取組）															
12	53	1 (3)	<p>【孤立世帯等への専門的対応】</p> <p>地域における見守り活動に関する発表の場を設けるなど、地域住民への周知・啓発に取り組み、新たな地域の担い手を育成し、見守り体制の強化に努める。「見守り相談室」が地域と連携し、自ら相談できない人を発見するとともに、各種相談支援機関等と連携し、適切な支援につなげる取組を進める。制度の狭間や複合的な課題を抱える事例に対しては、2019(令和元)年度より全区で実施している「総合的な支援調整の場（つながる場）」の機能を活用して対応を進める。</p> <p>多岐にわたる支援困難事例に対して適切かつ円滑な対応を行うことが出来るよう、CSWが事例の検証やノウハウの共有を行う研修等を実施することにより、さらなるスキルアップに努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における見守り活動の強化 ・CSWによる孤立世帯等への専門的対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・CSWの配置 24区合計98名 ・地域への要援護者名簿提供状況 市内全334地域 ・孤立世帯等への専門的対応（平成27年度以降の件数） 相談件数：523,876 回 ケース会議：6,138回 	◎	<p>担い手の育成や、活動内容の周知といった、地域での見守り活動の活性化にむけた支援を行うとともに、地域からの情報やアウトリーチにより把握した、支援を必要とする対象者へアプローチを行い、必要な支援につなげる。複合的な課題を抱える事例も多く、必要に応じて「総合的な支援調整の場（つながる場）」の機能を活用しながら、他機関と連携して支援を行う。</p>								
13	53 77	1 (3)	<p>【認知症高齢者等見守りネットワーク事業】</p> <p>警察捜索を補完するものとして、「見守りシール」等の配付により、身元不明対策を強化する。</p> <p>地域の多様な協力者の協力を得て、認知症高齢者等が行方不明となった場合に、氏名や身体的特徴等の情報を協力者にメールで一斉送信する。</p> <p>認知症高齢者等に位置情報専用端末を利用した発信機器等を貸与し、高齢者が行方不明となった場合に、家族等からの連絡に基づく位置探索及び位置情報の提供を行う。</p>	<p>認知症高齢者等見守りネットワーク事業の取組状況</p>	<p>認知症高齢者等見守りネットワーク事業として、認知症高齢者等が行方不明になった場合に、その人の氏名や身体的特徴等の情報を協力者にメールで発信し、早期に発見する仕組みを進めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用登録者数：4,707人 ・協力者数(企業・団体)：2,966件 協力者数(民生委員)：2,618人 ・メール配信件数：82件 ・位置情報専用端末利用者数：非課税世帯30人、課税世帯33人 	◎	<p>引き続き警察等と連携し、行方不明事案の未然防止・再発防止や早期発見の仕組みづくりに取り組む。</p>								
(4) 複合的な課題を抱えた人や世帯への支援体制の充実															
14	55	1 (4)	<p>【総合的な相談支援体制の充実事業】</p> <p>既存の仕組みでは解決できない複合的な課題を抱えた人や世帯に対し、区保健福祉センターが調整役となり、関係者が一堂に会して支援方針を話し合う「総合的な支援調整の場（つながる場）」を開催するなど、「相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制」の充実に向けた取組を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・複合的な課題を抱えた人や世帯を支援する取組の推進 ・相談支援機関・地域・行政等の連携促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・各区において「つながる場」を開催し、支援困難事例においては、スーパーバイザーによる専門的助言を受けるなど、個々の事例に応じた支援を行っている。 ・各区において、相談支援機関や地域住民、区の職員等を対象とする研修会の開催、情報連携を行うためのツールづくり等を行い、連携の強化や関係者のスキルアップに向けた取組を実施している。 ・福祉局において各区の事業進捗状況を把握するとともに、好事例の情報共有や課題共有等のための研修会を開催し、事業担当職員のスキルアップも図っている。 <p>【参考：令和6年度実績（24区計）】</p> <table border="1"> <tr> <td>相談件数</td> <td>368件</td> </tr> <tr> <td>総合的な支援調整の場（つながる場）166件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>スーパーバイザー派遣数</td> <td>114件</td> </tr> <tr> <td>研修会等開催状況</td> <td>50件</td> </tr> </table>	相談件数	368件	総合的な支援調整の場（つながる場）166件		スーパーバイザー派遣数	114件	研修会等開催状況	50件	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・各区の実情に応じた取組を着実に進めているが、個別の事案を通じて、支援を進めるに当たって地域の課題が明らかになることもあるため、地域課題について話し合う場が必要である。 ・今後も相談支援機関等と連携をはかり、粘り強く支援していく。 ・今後も研修会等の開催や好事例の共有のほか、「総合的な相談支援体制の充実に向けた行動指標」を活用し、市全域において事業の水準を高めていく。
相談件数	368件														
総合的な支援調整の場（つながる場）166件															
スーパーバイザー派遣数	114件														
研修会等開催状況	50件														

第9期計画（第5章 高齢者施策の展開）				令和6年度			
NO.	計画 頁数	項目 番号	第9期における 具体的取組	目標 (事業内容、指標等)	実施内容 (実績)	自己 評価	課題と対応策 (備考)
(6) 権利擁護施策の推進							
ア 高齢者虐待防止の取組の充実							
15	63	1 (6) ア	【高齢者虐待に関する相談・支援】 養護者による高齢者虐待については、区保健福祉センターと地域包括支援センターを相談・通報窓口とし、通報受理後、速やかに、安全を確認し、その他当該通報の事実の確認のための措置を講じる。 養介護施設従事者等による高齢者虐待については、通報を受けた福祉局が、老人福祉法又は介護保険法の規定による調査及び指導を適切に行い、介護事業の適正運営を確保することにより、高齢者の保護を図る。	高齢者虐待に関する相談・支援の取組状況 養介護施設従事者等による高齢者虐待（疑いを含む）についての通報を受けた際には、老人福祉法又は介護保険法の規定による調査及び指導を行い、介護事業の適正運営を確保することにより、高齢者の保護を図る。	<養護者による高齢者虐待> 相談通報件数：1,178件 虐待と判断した件数：358件 養護者による高齢者虐待に関する研修実施状況（階層別・対象者別で開催）：6回 <要介護施設従事者等による高齢者虐待> 相談・通報件数：100件 虐待と判断した件数：37件	—	<養護者による高齢者虐待> 高齢者虐待を早期発見し、迅速かつ適切な対応を進めるため、引き続き、区保健福祉センター、地域包括支援センターや総合相談窓口（ランチ）を対象に研修を実施し、高齢者虐待についての知識・理解を深める。
16	63	1 (6) ア	【高齢者虐待防止に関する取組の推進】 養介護施設従事者等に対しては、集団指導や運営指導、監査などの機会を通して、虐待防止や従事者の通報義務・職員のストレス対策について啓発を図るとともに、集団指導時に併せて、人権擁護に関する研修会を実施するなど高齢者虐待防止に関する研修等の取組を進める。 また、高齢者の尊厳を傷つけるだけでなく、身体的機能の低下を引き起こすものになりうる施設等における身体拘束についても、高齢者虐待として、引き続き養介護施設従事者の資質の向上や意識改革等による防止に向けた取組を進める。	虐待防止等に関する研修参加事業所数 2024(令和6)年度6,210か所 2025(令和7)年度6,334か所 2026(令和8)年度6,461か所	令和6年度集団指導研修参加事業所数 6,856か所	◎	集団指導において、今後も虐待防止等に関する研修を実施し、介護事業所での虐待防止に取り組む。
17	64	1 (6) ア	【高齢者虐待防止連絡会議】 市及び各区において関係機関、関係団体が参画する「高齢者虐待防止連絡会議」を開催し、情報の共有化や関係機関相互の連携の強化を図る。	目標開催回数 大阪市：1回 区：24回	高齢者虐待防止連絡会議 大阪市：1回（令和7年1月開催） 区：24回（24区において開催）	◎	高齢者虐待の予防や早期発見、迅速・適切な対応をさらに推進するためには、関係機関における虐待防止への理解及び連携が不可欠であることから、引き続き、高齢者虐待防止連絡会議の開催等を積み重ねることにより、虐待防止に向けたネットワーク体制の充実を図る。
18	64	1 (6) ア	【高齢者虐待に伴う緊急一時保護】 養護者の虐待により生命または身体に重大な危険が生じており、緊急に分離が必要な高齢者を、特別養護老人ホーム等で一時的に保護し、高齢者の身体面の安全と精神面の安定を確保する。	高齢者虐待に伴う緊急一時保護の実施状況	高齢者虐待対応における緊急一時保護事業の実施状況 実施件数：16件 利用日数：144日 緊急に分離が必要と判断され、かつ緊急一時保護事業利用要請のあった事案全てにおいて実施	◎	引き続き、被虐待者の身体面の安全と精神面の安定の確保のため、迅速に緊急一時保護が利用できるよう体制を整備する。

第9期計画（第5章 高齢者施策の展開）				令和6年度			
NO.	計画 頁数	項目 番号	第9期における 具体的取組	目標 (事業内容、指標等)	実施内容 (実績)	自己 評価	課題と対応策 (備考)
イ 成年後見制度の利用促進及び日常生活自立支援事業の推進							
19	64	1 (6) イ	【成年後見制度にかかる市長審判請求】 身寄りがいないなど親族等による申立てができない高齢者等のために、市長が家庭裁判所に対して後見等開始のための審判請求を行う。また、後見等報酬の費用負担が困難な方に対して助成を行う。	成年後見制度にかかる市長審判請求の取組状況 ○2023（令和5）年度 市長申立件数 251件 うち高齢者 218件 後見等報酬助成件数 776件 うち高齢者 530件	成年後見制度にかかる市長審判請求等の取組状況 市長申立件数 197件 うち高齢者 163件 後見等報酬助成件数 872件 うち高齢者 588件	—	成年後見制度の相談は様々なところから寄せられる。相談経路や相談内容によっては一見、成年後見制度と無関係に思われるような相談も最終的には申立てが必要なものもある。引き続き、相談対応を行う区役所、包括、ランチの職員（相談員）に対して研修を実施することで、職員のスキルアップを図るとともに、制度の広報周知についても積極的に取り組む。また、制度の利用促進に向けて、引き続き後見人等に報酬を支払うことが難しい方に対し報酬助成を行う。
20	64	1 (6) イ	【成年後見支援センター】 関係機関との連携により、成年後見制度の広報や制度に関する専門的な相談に対応するとともに、市民後見人の養成及び活動支援を行う。また、地域連携ネットワークにおける中核機関としての機能を担う。	市民後見人バンク登録者 ○2023（令和5）年度 相談件数 1,307件 市民後見人バンク登録者 299件 市民後見人受任件数 335件	相談件数（一般相談） 1,083件 市民後見人バンク登録者 300人 （うち令和6年度登録者 35人） 市民後見人受任件数 307件 （うち令和6年度選任 14件） 啓発講演会 1回 ・養成講座オリエンテーションに関して、X（旧Twitter）で周知を行ったり、web申込みを取り入れたりするなど、より幅広く申し込んでいただけるように試みた。 ・市民後見人の地域偏在を解消すべく地域に応じた周知に取り組んだ。	◎	より多くの人に市民後見人の活動や必要性を理解してもらえよう、大阪府・堺市と連携する、地域に応じた工夫を盛り込むなど、引き続き効果的な周知啓発に取り組む。 また、今後の担い手（市民後見人）の確保に向けて、前年度の実績状況を踏まえた開催場所、時間帯、内容等の検討を行い、参加しやすい養成講座を開催する。
21	65	1 (6) イ	【あんしんさぼーと事業（日常生活自立支援事業）】 認知症などにより判断能力が不十分な高齢者等に対して、福祉サービスの利用援助や金銭管理・財産保管サービスなどを行う。	必要な方を制度移行に繋げるための取組状況 ○2023（令和5）年度 相談件数 136,316件 年度未利用件数 2,450件 うち高齢者 1,179件	相談件数 132,720件 利用件数 2,444件 うち高齢者 1,147件 あんしんさぼーと事業から成年後見制度への移行者数 82件 うち高齢者数 49件	—	成年後見制度への制度移行の必要性を理解されず、制度の利用を希望されない方も多く存在するため、ご本人の理解を得る方法等を検討するとともに、あんしんさぼーと事業相談員に対して成年後見制度に関する研修を行い、また、あんしんさぼーと事業と成年後見制度の連携を図ることで、必要な方を制度移行に繋げ、あんしんさぼーと事業の待機者の解消に努める。
ウ 老人福祉法に基づくやむを得ない事由による措置							
22	65	1 (6) ウ	【老人福祉法に基づくやむを得ない事由による措置】 親族等からの高齢者虐待を受け、高齢者虐待から保護される必要があると認められる場合又は認知症などにより意思能力が乏しく、かつ、家族など本人を代理する人がいないような場合等のやむを得ない事由により、介護保険サービスを利用することが著しく困難な高齢者に対し、その事由が解消し、介護保険法に基づくサービスが受けられるようになるまでの間、必要に応じて老人福祉法に基づき行政権限による高齢者施設への入所等措置を実施する。	老人福祉法第10条の4及び第11条第1項第2号に基づくやむを得ない事由による措置を実施し、対象者の保護を行う。	やむを得ない事由による措置については、老人福祉法第10条の4及び第11条第1項第2号に基づき、対象者の保護を行っています（令和7年3月末時点：19人）。	◎	対象者の早期発見・早期解決に努めるため、引き続き介護・福祉・保健などに関する地域の高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターと連携してまいります。

第9期大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の進捗状況について（令和6年度（令和7年3月末）時点）

計画第5章に記載している具体的取組の推進状況を年度ごとに確認します。

2 認知症施策の推進	
施策の方向	<p>・「認知症施策推進大綱」の基本的な考え方を基に、認知症の人の視点に立って、認知症の人やその家族の意見を踏まえて、総合的に認知症施策を推進していきます。</p> <p>・「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の基本理念にのっとり、国が示す認知症施策推進基本計画も踏まえ、共生社会の実現の推進に向け認知症施策を進めていきます。</p>

自己評価 ◎：達成できた（達成率80%以上） ○：概ね達成できた（達成率60～79%） △：達成はやや不十分（達成率30～59%） ×：全く達成できなかった（達成率29%以下） -：評価対象外

第9期計画（第5章 高齢者施策の展開）				令和6年度			
NO.	計画 頁数	項目 番号	第9期における 具体的取組	目標 (事業内容、指標等)	実施内容 (実績)	自己 評価	課題と対応策 (備考)
(1) 普及啓発・本人発信支援							
ア 認知症に関する理解促進							
1	68	2 (1) ア	【キャラバン・メイト養成事業】 認知症サポーター養成講座の講師役であるキャラバン・メイトを計画的に養成し、認知症サポーターの養成を促進する。	すべての区において、多職種間における情報の収集・共有をするために、地域の医療・介護に関する会議に参画する。	認知症サポーターの養成を進めるとともに、認知症サポーター養成講座の講師役であるキャラバン・メイト養成研修を実施した。 ・認知症サポーター養成数： 11,605人 ・キャラバン・メイト養成数：82人	◎	引き続き、認知症の人との地域での関わりが多いことが想定される職域の従業員等や子ども学生も含め、認知症サポーターの養成を進めていく。
(2) 予防							
ア 一次予防							
2	69 85	3 (1)	【百歳体操等の住民主体の体操・運動等の通いの場の充実】 介護予防に効果のある住民主体の体操・運動等の通いの場を、高齢者が徒歩で参加できる身近な場所で開催できるよう、おもりなど必要物品の貸し出しや、リハビリテーション専門職の派遣による活動の場の立ち上げや継続のための支援を実施する。 eスポーツ体験講座の実施を支援することにより通いの場への参加拡大を図る。	百歳体操等参加者数 2024（令和6）年度末16,330人 2025（令和7）年度末16,660人 2026（令和8）年度末17,000人	「百歳体操」等の介護予防に資する住民主体の体操・運動等の通いの場への参加者が15,380人で、目標値の94.2%となっている。	◎	新たに活動を始めるグループは毎年一定数あるものの、後継者（リーダー）不足を背景に廃止に至るグループも多い。また、活動中のグループにおける離脱者も一定数見受けられるため、活動者のモチベーション確保や向上への取組み等が必要である。 各区の好事例の集約と、保健師研修での紹介、アンケートなどにより各グループのニーズの把握、高齢者が興味・関心を持てるような新たなメニュー（eスポーツ体験他）の提供について検討する。
3	70 92	2 (2) ア 3 (3)	【健康増進計画「すこやか大阪21」に基づく生活習慣病の予防】 生活習慣病予防の観点から、高齢者等、ライフステージに応じた「食生活指導」を実施する。	【健康増進計画「すこやか大阪21」に基づく生活習慣病の予防】 大阪市食育推進計画とも連携しながら、やさしいTABE店（一人前概ね120g以上の野菜を使用したメニューを提供する飲食店等）の増加に取り組むとともに、特に若い世代へのアプローチとして、SNS等を用いて登録店の周知を行うなど、食環境の改善に取り組む。	西部 47 店舗 南部 39 店舗 (令和7年3月末時点)	-	-
(3) 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援							
ア 早期発見・早期対応、医療体制の整備							
4	72	2 (3) ア	【認知症初期集中支援推進事業の推進】 早期に認知症の鑑別診断が行われ、速やかに適切な医療・介護等が受けられる初期の対応体制を構築し、認知症の人とその家族などの支援を包括的・集中的に行い、認知症の人の自立生活をサポートするため、認知症初期集中支援チームの活動を推進する。	医療・介護等の支援につながった割合 目標値：90%以上／年 ※介護保険サービスやインフォーマルサービスの他、本人に必要と考えられる何らかの支援につながったものを含む。 支援終了時における在宅生活率 目標値：80%以上／年	医療・福祉・介護の専門職と医師により構成する認知症初期集中支援チームを各区に配置している。 ・医療・介護等の支援につながった割合：92.5% ・支援終了時における在宅生活率：88.1% ・訪問支援対象者数 初期集中支援：890人 若年性認知症支援：39人	◎	認知症初期集中支援推進事業については、継続的に支援を行うことができています。引き続きチーム員への研修の実施等によりスキルの維持向上を図る。 また、認知症の早期発見・早期対応につなげるため、チームの認知度向上に取り組む。

第9期計画（第5章 高齢者施策の展開）				令和6年度			
NO.	計画 頁 数	項 目 番 号	第9期における 具体的取組	目標 (事業内容、指標等)	実施内容 (実績)	自 己 評 価	課題と対応策 (備考)
イ 医療従事者等の認知症対応力向上の促進							
5	73	2 (3) イ	【認知症地域医療支援事業】 かかりつけ医認知症対応力向上研修を実施するほか、かかりつけ医の認知症診断等に関する相談役等の役割を担う認知症サポート医の養成を行う。歯科医師認知症対応力向上研修及び薬剤師認知症対応力向上研修を実施する。病院勤務の医療従事者に対する認知症対応力向上研修を実施するとともに、看護職員認知症対応力向上研修を実施する。病院勤務以外（診療所、訪問看護ステーション、介護事業所等）の看護師、歯科衛生士等の医療従事者に対し、病院勤務以外の看護師等認知症対応力向上研修を実施する。認知症の支援に携わる専門職や地域住民等を対象に認知症等高齢者支援地域連携事業を実施する。	各研修及び認知症等高齢者支援地域連携事業の実施状況	かかりつけ医認知症対応力向上研修修了者：58人 歯科医師認知症対応力向上研修修了者：75人 薬剤師認知症対応力向上研修修了者：283人 認知症サポート医養成研修修了者：26人 病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修修了者：296人 看護職員認知症対応力向上研修修了者：84人 病院勤務以外の看護師等認知症対応力向上研修修了者：231人	◎	引き続き医療従事者への認知症対応力向上研修を実施する。
ウ 介護従事者の認知症対応力向上の促進							
6	74	2 (3) ウ	【認知症介護実践者等養成事業】 介護に直接携わる職員のうち医療・福祉関係の資格を有しない方向けの認知症介護基礎研修を実施するとともに、良質な介護を担う人材を量・質ともに確保していくため、認知症介護実践者研修⇒認知症介護実践リーダー研修⇒認知症介護指導者養成研修というステップアップの体系による研修を実施する。	各研修の実施状況	認知症介護基礎研修修了者：1,633人 認知症介護実践者研修修了者：209人 認知症介護実践リーダー研修修了者：54人 認知症介護指導者養成研修修了者：1人 ※認知症介護基礎研修は、認知症介護研究・研修仙台センターを指定法人としてeラーニングにより実施。	◎	今後も良質な介護を担うことのできる人材を育成していくため引き続き介護従事者向けの認知症対応力向上研修を実施する。
オ 認知症の人の介護者の負担軽減の推進							
7	74	2 (3) オ	【認知症緊急ショートステイ事業】 介護者の急病や事故などにより介護することが困難になった場合などにおいて、一時的に認知症の人を介護施設で受け入れる。	認知症緊急ショートステイ事業の取組状況	受入件数：39件 入所日数：619日	◎	介護者の急病や事故などにより介護することが困難になった場合などにおいて対応できるよう、引き続き取り組みを進める。
8	75	2 (3) オ	【認知症カフェ等運営支援事業】 認知症の人やその家族が気軽に立ち寄ることができる「集う場」（認知症カフェ等）の運営に対し、広報活動への協力、講師・専門職等の派遣などの支援を行う。	講師派遣実施状況	講師派遣件数：26件	◎	引き続き認知症の人やその家族が気軽に立ち寄ることができる「集う場」（認知症カフェ等）が広がるよう、運営・開催にかかる支援及び相談対応ができる専門職の派遣等を行い、課題解決のための側面的な支援を行う。
9	75 133	2 (3) オ	【家族介護等支援事業】 家族介護者などに対して、認知症の正しい理解を深めるための講演会や介護技術を習得するための研修会、家族介護者同士の交流会などを行う家族介護支援事業の推進を図る。	家族介護者などに対して、認知症の理解促進・介護負担の軽減を図るため、講演会や家族介護者同士の交流会などの取組みを実施する。	(取組実績) 参加者数 14,932人	◎	-

第9期計画（第5章 高齢者施策の展開）				令和6年度			
NO.	計画 頁数	項目 番号	第9期における 具体的取組	目標 (事業内容、指標等)	実施内容 (実績)	自己 評価	課題と対応策 (備考)
(4) 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援							
ア 「認知症バリアフリー」の推進							
10	77	2 (4) ア	【オレンジサポーター地域活動促進事業の推進】 認知症サポーター等が支援チームを作り、認知症の人やその家族への支援を行う「ちーむオレンジサポーター」が継続的に活動できるよう取り組む。また、認知症の人にやさしい取組を実施する企業・団体等を「オレンジパートナー」の登録企業・団体として発信していき、その輪が広がることにより、全ての認知症の人が社会の対等な構成員として、地域で安心して生活できるまちづくりをめざす。	オレンジサポーター地域活動促進事業の取組状況	・オレンジサポーター養成数：544人 ・ちーむオレンジサポーター登録数：506チーム ・オレンジパートナー企業登録数：1,880件	◎	既存のチームの充実のためにも認知症サポーターへのステップアップ研修を開催し、チーム員となるオレンジサポーターの養成を継続的に行う。
11	78	2 (4) ア	【要援護高齢者緊急一時保護事業】 警察等に保護された身元不明の認知症高齢者を特別養護老人ホーム等で一時的に保護し、要援護高齢者の身体面の安全と精神面の安定を確保する。	要援護高齢者緊急一時保護事業の取組状況	保護件数：7件	◎	警察等に保護された身元不明の認知症高齢者を保護することで要援護高齢者の身体面の安全と精神面の安定を確保できるよう、引き続き取り組みを進める。
イ 若年性認知症の人への支援							
12	78	2 (4) イ	【若年性認知症啓発セミナー】 若年性認知症の早期診断・早期対応に向け、企業等の産業医、産業看護師、産業保健師、人事・労務担当者等の産業保健スタッフ対象の啓発セミナーを行う。	若年性認知症啓発セミナーの実施状況	企業関係者等を対象にした若年性認知症啓発セミナーを開催。 ・参加者数：80人	◎	今後も引き続き若年性認知症についての普及啓発等に取り組む。

第9期計画（第5章 高齢者施策の展開）				令和6年度			
NO.	計画 頁数	項目 番号	第9期における 具体的取組	目標 (事業内容、指標等)	実施内容 (実績)	自己 評価	課題と対応策 (備考)
(5) 大阪市立弘済院における専門的医療・介護機能の提供							
13	81	2 (5)	【弘済院附属病院「もの忘れ外来」】 大阪市が指定する認知症疾患医療センターとして、認知症の専門外来である「もの忘れ外来」を設置し、若年性認知症外来などの専門診療を行う。認知症の鑑別診断を実施し、引き続き地域の医療機関や介護福祉施設等と連携して治療を行っていく。合併症を有する症例は、他の診療科と連携し治療に取り組む。また、認知症と鑑別診断を受けた後、速やかに適切な支援につなげられるよう、診断後支援にかかる取組を実践する。	もの忘れ外来では、相談機能の強化を図りつつ各区の認知症等高齢者支援ネットワークなどと連携して地域のかかりつけ医からの紹介患者などを積極的に受け入れ、認知症の早期診断、早期治療に寄与するとともに、専門医療・介護機能を活かして利用者の家庭、地域への復帰を促進する。	・若年性認知症外来などの専門外来や、診断後支援の取組は継続的に実施している。若年性認知症の人と家族への相談支援等を行う「本人サポートの会」については、認知症疾患医療センターにおける診断後支援の先進的な取組事例として厚生労働省から見学依頼があり、受入を行った。 ・また令和9年度の閉院を見据え、受診患者の医療受診に支障がなく、円滑な引継ぎができるように検討調整を進めている。	◎	・患者の入退院支援、外来支援機能の強化をはかるとともに、認知症と診断を受けた後に適切な支援に繋がらないまま状況が悪化する「空白の期間」を生じさせないよう、地域の関係機関との円滑な連携をはかり、早期診断・治療及び診断後支援の取組を継続する。 ・また、閉院に伴う患者の引継ぎのため、具体的な検討を重ね、関係機関との調整や患者説明等を計画的に進める。
14	81	2 (5)	【弘済院における公開講座の開催等】 認知症の専門医療機能及び専門介護機能を一体的に運営している弘済院では、その専門的知識を活用し、大阪公立大学医学部との連携を図りながら高齢者医療に関する市民公開講座やセミナーを開催するなど、引き続き認知症に関する種々の情報発信を行っていく。	市民を対象とした公開講座の開催などを通じ、認知症にかかる普及啓発とともに、弘済院の機能を継承した新施設の開設を見据えた情報発信に取り組む。 公開講座開催回数 2024（令和6）年度 1回 2025（令和7）年度 1回 2026（令和8）年度 1回	・高齢者を対象に集合型で開催してきた公開講座は、弘済院の機能を継承した新施設に関する情報発信も考慮し、認知症とともに高齢者に多い整形外科に関することをテーマとして、大阪公立大学内の会場にて開催した。	◎	・引き続き大阪公立大学医学部と連携し、認知症にかかる普及啓発と、弘済院の機能を継承した新施設に関する情報発信を念頭においた企画を検討し実施していく。
15	81	2 (5)	【研究・研修・情報発信】 大阪公立大学医学部等と連携し、認知症の原因究明や診断治療法の確立、介護方法の確立に向けた学術的な研究に取り組むとともに、新薬の効果分析や安全性の検証など新薬の治験等の臨床研究にも取り組んでいく。 また、医学・看護・福祉系教育機関などの実習生、臨床研修医や看護実習生等の積極的な受け入れを行い、研修及び講習の実施に努めるなど、人材育成にも取り組んでいく。	大阪公立大学医学部等と連携し、認知症に関連する各種学術的研究の実施や、弘済院に蓄積してきた認知症ケアの知見等を活用した専門職向け研修の開催及び実習生の受け入れなどを通じた人材育成に取り組む。 認知症関係講演回数 2024（令和6）年度 1回 2025（令和7）年度 1回 2026（令和8）年度 1回	・認知症医療と介護が連携し一体的な認知症ケアを提供することができるよう、外部からスーパーバイザーを招いた研究会を継続的に開催している。また、弘済院で培ってきた専門的な認知症ケアにかかる知見をとりまとめた資料作成を進めている。 ・専門職を対象とした研修は、関心が高い認知症にかかる新薬をテーマにした研修と、認知症基本法に関する研修を実施した。 ・本市の認知症初期集中支援チーム員等の資質向上のため、もの忘れ外来や診断後支援の取組の見学受入を継続的に実施している。	◎	・認知症ケアにかかる各種専門職の資質向上のため、研究活動等を通じて得られた知見を活用し、学会発表や研修開催等を通じて情報発信を行う。 ・当院の認知症ケアにかかる知見のとりまとめについては、新施設への継承をはじめ、広く専門職等が活用できるものとなるように取り組んでいく。

第9期大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の進捗状況について（令和6年度（令和7年3月末）時点）

計画第5章に記載している具体的取組の推進状況を年度ごとに確認します。

3 介護予防・健康づくりの充実・推進	
施策の方向	・可能な限り地域で自分らしい暮らしを続けることができる取組を推進していきます。

自己評価 ◎：達成できた（達成率80%以上） ○：概ね達成できた（達成率60～79%） △：達成はやや不十分（達成率30～59%） ×：全く達成できなかった（達成率29%以下） -：評価対象外

第9期計画（第5章 高齢者施策の展開）				令和6年度			
NO.	計画 頁数	項目 番号	第9期における 具体的取組	目標 (事業内容、指標等)	実施内容 (実績)	自己 評価	課題と対応策 (備考)
(1) 介護予防・重度化防止の推進							
1	85	3 (1)	【介護予防ポイント事業】 社会参加や地域貢献活動を通じた介護予防活動を進めるため、介護予防ポイント事業に参加する高齢者の一層の増加をめざした取組を推進する。	介護予防ポイント事業活動者数 2024（令和6）年度末500人 2025（令和7）年度末650人 2026（令和8）年度末800人	介護予防ポイント事業活動者数： 464人	◎	令和7年4月より、施設活動コースにおける受入施設の種別を拡充したことをきっかけに、関係機関等と連携し、広く事業周知を行っている。 引き続き、65歳以上の高齢者を対象に、登録時研修や活動登録者交流会を実施するとともに、実活動者の増加に向け体験会を実施する。また、作成したチラシやポスター並びにSNSを活用した広報を継続的に実施する。
2	85	3 (1)	【介護予防把握事業】 65歳以上の要介護（要支援）認定を受けていない方に基本チェックリスト等を実施する。フレイルリスクが高い閉じこもりがちな高齢者の方等に要介護（要支援）状態への移行をできる限り予防するために保健師による家庭訪問等を実施する。	ハイリスク高齢者の家庭訪問等の実施状況	ハイリスク高齢者訪問事業の対象者1,799人のうち、保健師によるアプローチは1,798人（99.9%）に実施したが、実際に家庭訪問等を実施できたのは、1,385人（77.0%）であった。うち、772人に対して、基本チェックリストを実施した。	○	保健師によるアプローチ数に対して、訪問等で支援できた人数が少ないことから、対象者に対する事業の周知が必要であり、検討する。また、基本チェックリストの実施率向上が課題であるため、家庭訪問を実施する保健師に対して、研修等に機会において周知していく。
3	85	3 (1)	【介護予防普及啓発事業】 地域の特色を反映した啓発パンフレット等を作成・配付するとともに、健康講座や健康相談等を開催し、市民の主体的な介護予防への取組を支援する。	すべての区において、多職種間における情報の収集・共有をするために、地域の医療・介護に関する会議に参画する。	・介護予防地域健康講座は2,443回、42,379人に対して実施した。 健康相談は196回、1,541人に対して実施した。介護予防地域健康情報発信については、32,000部の媒体を作成し、年度末時点で16,867部配布している。	◎	昨年度と同等の実績値であり、引き続き各區で実施していく。
4	86	3 (1)	【介護予防教室（なにわ元気塾）事業】 介護予防に関する正しい知識の普及と創作活動やレクリエーション等を通じた地域での交流の機会を確保するため、閉じこもりがちや生活機能の低下が認められる高齢者を含め、すべての高齢者が身近な地域で定期的（月1回）に参加できる介護予防に資する通いの場を開催する。	介護予防教室の開催状況	・実施回数：3,782回 ・参加者数：43,150人	◎	引き続き、閉じこもりがち高齢者が身近な地域で定期的（月1回）に参加できるよう実施する。
5	86	3 (1)	【健康づくりひろげる講座】 介護予防に関する知識や技術を身につけ、自ら介護予防を実践し、地域の介護予防活動の担い手として活動に関わる方を養成する。	各区の健康づくりひろげる講座取組状況	各区において、延べ152回講座を開催し、延べ2,454人が受講した。	◎	昨年度と同等の実績値であり、引き続き各區で実施していく。
6	86	3 (1)	【生活期におけるリハビリテーションサービス提供体制の充実】 市民のリハビリテーションに対する意識向上を図るための周知・啓発や、ケアマネジャーの自立支援型ケアマネジメントの意識を向上するための自立支援型ケアマネジメント検討会議の開催など、リハビリテーションサービスの利用促進に向けた効果的な取組を実施する。	リハビリテーションサービスの利用促進 ・通所リハビリテーション利用率 2024（令和6）年度末時点6.5% 2025（令和7）年度末時点7% 2026（令和8）年度末時点8%	通所リハビリテーション利用率 2024（令和6）年度 6.4%	◎	市民のリハビリテーションに対する意識向上を図るための周知・啓発を行うなど、リハビリテーションサービスの利用促進に向けて取り組む。

第9期計画（第5章 高齢者施策の展開）				令和6年度			
NO.	計画 頁数	項目 番号	第9期における 具体的取組	目標 (事業内容、指標等)	実施内容 (実績)	自己 評価	課題と対応策 (備考)
(2) 保健事業と介護予防の一体的な実施							
7	88	3 (2)	<p>【高齢者に対する個別的支援（ハイリスクアプローチ）】 KDBシステム等を活用し、医療・介護・健診等のデータをもとに、地域の健康課題や対象者の把握を行い、医療専門職がフレイルや循環器病を含む生活習慣病の重症化予防等を行うための訪問による個別支援等を行う。</p> <p><後期高齢者医療訪問歯科健診> 通院による歯科健診の受診が困難な方に対して訪問により歯科健診を実施する。</p> <p><ハイリスク高齢者家庭訪問事業> 要介護・要支援認定を受けていない者で、閉じこもり かつ 認知機能や心身の状態が低下していると考えられる高齢者に対して訪問により、生活面や療養上の保健指導を行い、必要に応じて医療機関や関係機関と連携し支援を行う。経過観察が必要な者については、行動目標を立て、モニタリング訪問を実施する。</p>	<p><後期高齢者医療訪問歯科健診> 【目標】 訪問歯科健診を受診し、口腔機能を改善する行動をとることができる。 【評価指標】 ・受診者数 ・保健指導受診者のうち、目標を達成できた者の割合</p> <p><ハイリスク高齢者家庭訪問事業> ハイリスク高齢者の家庭訪問等の実施状況（シート3 No.2）【再掲】</p>	<p><後期高齢者医療訪問歯科健診> 申込者数 102人 実施者数 95人 保健指導実施者数 3人（うち終了者数1人）</p> <p>ハイリスク高齢者訪問事業の対象者（シート3No2）【再掲】 訪問実施者のうち、431人（24.0%）が事業対象者であったが、モニタリングの対象者となった者は、事業対象者のうち117名であった。モニタリングは、フレイル状態の改善と、生活機能の維持・向上を目指し、取り組み可能な目標を、本人・家族と共に設定し、初回訪問から1～2か月後をめやすに、再訪問にて取り組み状況を確認・評価し、社会参加につなげるものである。</p>	<p>一</p> <p>・実施者数・実施割合とも令和5年度より増加しているが、個別勧奨送付者数に対する実施割合は5.4%と多くない状況である。効果的な周知方法及び周知先について検討を行う。 ・訪問歯科健診の結果、「要指導」のうち希望する者に保健指導を実施しているが、保健指導実施者数が3人と少ない状況である。効果的な保健指導の実施体制について検討を行う。</p> <p>○</p> <p>モニタリングは、本人と共に目標設定が必要であり、動機付けができない場合、また、再び訪問等のアプローチが必要であることを拒否された場合、モニタリングの実施が困難であるため、実施率が低い。保健師研修等で、事業の趣旨を改めて説明し、対象者への関わり工夫等について、内容に取り入れる。</p>	
8	88	3 (2)	<p>【通いの場等への積極的な関与等（ポピュレーションアプローチ）】 通いの場等において、KDBシステム等により把握した地域の健康課題をもとに、医療専門職が健康教育や健康講座・健康相談等を実施するなど、通いの場等に積極的に関与する。</p> <p>・フレイル状態の保健指導等支援事業（食生活習慣改善指導事業） ・オーラルフレイル普及啓発事業</p>	<p>【目標】 フレイル予防に関する普及啓発を行い改善するきっかけをつくり、また、フレイル要因を持つ方を把握し指導する機会とする。 【評価指標】 ・実施する通いの場数 ・参加人数 ・実施回数</p> <p>・百歳体操等参加者数（シート2 No.2）【再掲】 ・各区の介護予防地域健康講座・健康相談、介護予防地域健康情報発信の取組状況（シート3 No.3）【再掲】 ・介護予防教室の開催状況（シート3 No.4）【再掲】 ・各区の健康づくりひろげる講座取組状況（シート3 No.5）【再掲】</p>	<p><食生活習慣改善指導事業> 地域の会館やイベント、区役所等で実施する骨粗しょう症検診受診者のうち「経過観察」と判定された方に対し検診結果を踏まえた栄養指導を行う。 ・実施する通いの場数及び実施回数 19か所304回 ・参加者数 5322人</p> <p><オーラルフレイル普及啓発事業> 通いの場等において、医療専門職が地域の実情に応じたフレイル・オーラルフレイル予防に関する健康教育・健康相談を実施する。 ・実施する通いの場数及び実施回数 24区24回 ・参加人数 771人</p> <p>・百歳体操等参加者数（シート2 No.2）【再掲】 ・各区の介護予防地域健康講座・健康相談、介護予防地域健康情報発信の取組状況（シート3 No.3）【再掲】 ・介護予防教室の開催状況（シート3 No.4）【再掲】 ・各区の健康づくりひろげる講座取組状況（シート3 No.5）【再掲】</p>	<p>○</p> <p><食生活習慣改善指導事業> ・対象者に確実に栄養指導を受けてもらえるよう骨粗しょう症検診の担当課・委託業者・会場の検診担当者と調整を行う。 ・効果測定として、経年受診者の個別の食生活と健診結果、骨評価の数値の分析も検討する。</p> <p><オーラルフレイル普及啓発事業> ・参加者数は増加傾向にあるが目標とする参加者数960人には達していないため、より効果的に周知できるよう周知方法について検討を行う。</p> <p>◎</p> <p>昨年度と同等の実績値であり、引き続き各区で実施していく。</p>	

第9期計画（第5章 高齢者施策の展開）				令和6年度			
NO.	計画 頁数	項目 番号	第9期における 具体的取組	目標 (事業内容、指標等)	実施内容 (実績)	自己 評価	課題と対応策 (備考)
(3) 健康づくりの推進							
9	92	3 (3)	【食生活指導】 生活習慣病の観点から、高齢者等、ライフ ステージに応じた「食生活指導」を実施します。	・個別指導、集団指導	食生活指導 個別 令和6年度 17,127人 集団 令和6年度 92,848人	—	—
10	92	3 (3)	【すこやかパートナー制度】 「すこやか大阪21」の趣旨に賛同する団体 等に「すこやかパートナー」として登録をいた だき、大阪市と団体、企業等が協力して社会 全体で市民の健康づくりを応援する。	すこやかパートナー登録事業者に対し、情報 誌等を通じて団体同士の情報交換や、活 動内容の発信を支援し、市民の健康づくりに 寄与する。	○すこやかパートナー登録団体数： 222団体 ○すこやかパートナー意見交換会の 実施 令和6年10月 第29回すこやか パートナー意見交換会を実施 ○すこやかパートナー向け情報誌「す こやかPARTNERつうしん」の発行 ・令和6年8月、令和7年2月 の2回発行 ・各号6,000部作成、パートナー 宛送付、市立施設等への配架	◎	—
11	93	3 (3)	【すこやか手帳（健康手帳）】 医療の記録、健康診断の記録、その他健康 の保持のために必要な事項を記載するす こやか手帳（健康手帳）を交付する。	「成人の日のつどい」に対象年齢である満20 歳となる市民、各種保健事業を受けた者、 その他交付希望者に対して各区で交付す る。健康診断の記録に利用するほか市で実 施している各種保健事業等を掲載すること により、市民の健康管理と適切な医療の確保 に資することを目的とする。	○交付数：6,208冊 〈内訳〉「成人の日のつどい」： 3,801冊 ・その他：2,407冊交付	◎	—
12	93	3 (3)	【健康教育】 主に壮年期の方を対象に、保健師や栄養 士による講話や健康運動指導士による運動 指導などを行う「地域健康講座」など健康教 育を実施する。	小学校区毎に、各種講座を実施、多くの受 講者を呼び込むことができるように、積極的に 地域へ出向き、各地域の特性等を勘案しな がら、住民に身近なところで講座を実施す る。	・実施内容 保健師、栄養士等による地域へ出 向く健康講座の開催 ・実績 1,794回、31,576人	—	—
13	93	3 (3)	【健康相談】 地域健康講座（健康教育の項参照）など の際に地域へ出向き、健康に関する個別の 相談に応じる。 歯科医師が歯の健康に関する個別の相談 に応じ、必要な助言・指導を行う。	地域健康相談と歯科健康相談の2つの相 談を実施。 地域健康相談については、市民が気軽に相 談できるように地域健康講座等に併設し、 個別相談を実施する。 歯科健康相談については、市民の歯科保健 に対する意識を高めるためがん検診等の保 健事業に併設し、個別相談を実施する。	【地域健康相談】 ・実施内容 地域健康講座などの際に地域へ出 向き、健康に関する個別の相談 ・実績 326回、6,888人 【歯科健康相談】 ・実施内容 市民の歯科保健に対する意識を高 めるためがん検診等の保健事業に 併設し、個別相談を実施。 ・実績 186回、515人	—	—

第9期計画（第5章 高齢者施策の展開）				令和6年度			
NO.	計画 頁数	項目 番号	第9期における 具体的取組	目標 (事業内容、指標等)	実施内容 (実績)	自己 評価	課題と対応策 (備考)
14	94	3 (3)	【健康診査】 「大阪市国民健康保険特定健康診査・特定保健指導」や「大阪市健康診査・保健指導」、胃がん・大腸がん・肺がん・子宮頸がん・乳がんの「各がん検診」、「骨粗しょう症検診」、「歯周病検診」などの健康診査事業を実施する。	大阪市国民健康保険特定健康診査の実施率の向上：R11年度33.0%以上 大阪市国民健康保険特定保健指導の実施率の向上：R11年度15.0%以上 歯周病検診受診率向上 骨粗しょう症検診受診率向上 市民全体のがん検診受診率向上	特定健診及び特定保健指導の実施率は前年度と同程度の実施状況となっている。（特定健診25.8%、特定保健指導4.8%）	—	引き続き実施率向上のための取組みを進めていく予定である。
					【歯周病検診】 ・実施内容 20歳から70歳の5歳刻みを対象とし歯周病検診を実施する ・実績 1,880人 【骨粗しょう症検診】 ・がん検診事業と併せて受診勧奨に努めた。また、民間施設等でもイベント開催を行うなどして、更なる受診者数の増加に努めた。 【がん検診】 ・各区の広報紙等での周知や企業と連携した広報・啓発（民間施設でのデンタルサインによる広報や保険会社によるチラシの配付、市民向けイベントでの啓発）を実施してきた。その他、各区においてがん検診の休日・夜間開催を実施する等、受診しやすい環境整備に努めた。また、新たに今年度は、41歳から59歳までの大阪市国民健康保険に加入されている女性の方を対象に、乳がん検診無料クーポン券を送付するとともに、令和6年4月以降に大阪市がん検診を1種類以上受診された方には、電子マネーに交換可能な「大阪市ポイント」1,000ポイント（1,000円相当）を付与することで、受診促進に努めた。		
15	94	3 (3)	【訪問指導】 療養上の保健指導が必要であると認められる壮年期の人や、健康に不安のある高齢者及び介護家族等に対して、保健師などが各家庭を訪問し、個々人の生活環境に応じた日常生活指導や保健・福祉サービス等の活用方法の助言指導を行う他、必要な方には、栄養指導や口腔衛生指導を実施する。	療養上の保健指導が必要であると認められる者及びその家族に対し、保健師等が訪問して必要な保健指導を行う。	・実施内容 保健師等による訪問指導事業の実施 ・実績 810件	—	—

第9期計画（第5章 高齢者施策の展開）				令和6年度			
NO.	計画 頁数	項目 番号	第9期における 具体的取組	目標 (事業内容、指標等)	実施内容 (実績)	自己 評価	課題と対応策 (備考)
(4) 高齢者の社会参加と生きがいづくり							
ア 高齢者の経験や知識を活かした社会参加への支援							
16	97	3 (4) ア	【生涯学習インストラクターバンク事業】 地域における生涯学習活動の講師として、優れた知識や技能をお持ちの市民をインストラクターバンクに登録し、講師・指導者として紹介する。	生涯学習インストラクター登録者数 2024(令和6)年度 420人 2025(令和7)年度 430人 2026(令和8)年度 440人	令和6年度 登録者数：387名（休止を含む と405名)	◎	-
17	97	3 (4) ア	【大阪市シルバー人材センター】 就業情報提供機能の充実を図るとともに、子育て家庭を支援する人材の養成を図る子育て支援講座や、高齢者の日常生活を支援する人材を育成する高齢者生活支援講座を実施している。 また、定年退職後などに、臨時的、短期的な仕事を希望する60歳以上の高齢者を対象に、就労機会の提供を行う。	大阪市シルバー人材センターにおいて臨時的、短期的な仕事を希望する60歳以上の高齢者に対する就労機会の提供を行う。	就業を通じて高齢者の生きがいづくり、社会参加を進めることなどを目的にシルバー人材センターが行っている高齢者就業機会確保事業に対する支援を通じて、一人でも多くの高齢者にニーズに応じた就労機会の提供ができるよう努めてきた。	◎	高齢者が生涯現役として社会参加をすることができるような環境づくりを行うため、国の施策を踏まえ、多様化する高齢者のニーズに応じた就労機会の提供を支援した。 定年延長等による継続雇用の拡大など雇用労働環境の変化の影響により会員数が伸び悩むなか、積極的に入会説明会を開催するなど会員拡大に取り組んでいる。
イ 生きがいづくり支援のための基盤整備							
18	97	3 (4) イ	【地域スポーツセンター】 身近に健康づくりやスポーツ、レクリエーションに取り組めるよう、区スポーツセンターで、子どもから高齢者までを対象とした各種スポーツ教室を開催する。	高齢者虐待に関する相談・支援の取組状況 養介護施設従事者等による高齢者虐待（疑いを含む）についての通報を受けた際には、老人福祉法又は介護保険法の規定による調査及び指導を行い、介護事業の適正運営を確保することにより、高齢者の保護を図る。	開設数：24施設 教室数：680 受講者数：84,019人	◎	令和6年度事業報告書により回答。
19	98	3 (4) イ	【市民レクリエーションセンター】 小学校・中学校の体育館を主に平日の夜間等に開放し、各種スポーツ教室を開催する。	学校の体育施設において各種スポーツ教室を実施し、市民が身近にスポーツを楽しめる機会を提供する。	22の学校体育施設で54教室を実施。（卓球、バドミントン、バレーボール、バスケットボール、ヨガなど） 受講者満足度97%（第3期）	◎	身近な小中学校施設で気軽にスポーツを楽しむこと、レベルにあった適切な指導ができていないことなどが受講者満足度が高い要因であると考え。
20	98	3 (4) イ	【大阪プール】 健康づくり、体力づくりのため、大阪プールで、水泳教室、アイススケート教室を実施する。	教室数：10教室 参加者数：38,000人 (2024(令和6)年度～2026(令和8)年度の各年度)	教室数：9教室 参加者数：25,639人	○	令和6年度事業報告書により回答。
21	98	3 (4) イ	【中央体育館】 体力に自信のある方も、自信がない方も、どなたでも気軽に楽しみながら健康づくりができる各種スポーツ教室を開催する。	教室数：10教室 参加者数：10,000人 (2024(令和6)年度～2026(令和8)年度の各年度)	教室数：35教室 参加者数：14,489人	◎	令和6年度事業報告書により回答。

第9期計画（第5章 高齢者施策の展開）				令和6年度			
NO.	計画 頁数	項目 番号	第9期における 具体的取組	目標 (事業内容、指標等)	実施内容 (実績)	自己 評価	課題と対応策 (備考)
22	98	3 (4) イ	【スポーツ施設の高齢者割引】 市営屋外プール、屋内プール、トレーニング場、アイススケート場で、高齢者割引を実施する。	割引人数目標 屋外プール：3,000人 屋内プール：684,000人 アイススケート場：5,000人 トレーニング場：282,000人 (2024(令和6)年度～2026(令和8)年度の各年度)	割引人数 屋外プール：7,282人 屋内プール：708,353人 アイススケート場：5,708人 トレーニング場：340,682人	◎	令和6年度事業報告書により回答。
23	99	3 (4) イ	【大阪市スポーツボランティア】 大阪市が関わる各種大会、スポーツイベント等へボランティアを派遣する。	大阪市スポーツボランティア登録制度を活用し、ボランティアの機会や場所の情報をスポーツボランティアに提供し、生きがいづくりや社会参加を支援する。	随時ボランティアイベントの募集を実施。 ①サントリーサンパース大阪市役所展示 ②大阪市長杯2024世界スーパージュニアテニス選手権大会 ③OSAKAシティウォーク2024-2025第1回大会 ④社会人野球日本選手権市役所展示 ⑤大阪マラソン2025 ⑥OSAKAシティウォーク2024-2025第2回大会 ⑦第44回大阪国際女子マラソン・2025ハーフマラソン ⑧OSAKAシティウォーク2024-2025第3回大会	◎	ボランティアが活動できるイベント数の確保が課題となっている。
24	99	3 (4) イ	【全国健康福祉祭（ねんりんピック）への参加者の派遣】 全国から高齢者をはじめ多くの人々が集い、スポーツや文化を通じ、世代や地域を超えて交流を深める。	スポーツや文化を通じ、世代や地域を超えて交流を深める全国健康福祉祭（ねんりんピック）に大阪市選手団として参加者を派遣する。	令和6年度第36回全国健康福祉祭ととり大会に、大阪市選手団を派遣するとともに、視察を行った。	◎	令和7年度第37回全国健康福祉祭ぎふ大会に向け、広報活動や、選手選考会実施に向けた調整を行っている。
25	99	3 (4) イ	【総合生涯学習センター・市民学習センター】 「総合生涯学習センター」は、生涯学習推進の中核施設として大阪市の各局、施設と連携し、「市民学習センター」（阿倍野・難波）とともに、多様な学習機会の提供や学習相談、生涯学習に関わるボランティアの研修や助言・相談など、市民の主体的な生涯学習活動を支援する。	貸室利用者アンケート満足度：80%以上 事業参加者アンケート満足度：平均80%以上 貸室利用率：3館平均70%以上	令和6年度 貸室利用者アンケート満足度：98.4% 事業参加者アンケート満足度：92.7% 貸室利用率：平均67.5%	◎	-
26	99	3 (4) イ	【高齢者等読書環境整備・読書支援事業】 図書館への来館が困難な施設入所者を対象に、高齢者福祉施設へ図書を提供し、図書ボランティアが図書を貸し出ししたり、朗読や紙芝居等を行う。	・実施施設数 ・貸出件数 ・貸出冊数	・実施施設数 24施設 ・貸出件数 247件 ・貸出冊数 32,110冊	-	-
27	100	3 (4) イ	【市立図書館の大活字本コーナー】 高齢者が読みやすい、大きな活字の図書を揃えた「大活字本コーナー」を全区の図書館に設置し、閲覧・貸出しを行う。	・所蔵冊数	・所蔵冊数（中央図書館・共有蔵書含む） 7,118冊 ・所蔵冊数（地域図書館・自動車分文庫含む） 34,297冊	-	-
28	100	3 (4) イ	【折り紙教室等世代間交流事業】 図書館で、子どもを対象に折り紙教室等の催しを行い、高齢者を講師に招く等の世代間の交流を図る。	・実施件数	・大阪市立図書館24館のうち、7館にて25件の実施。参加人数1101名。	○	-

第9期計画（第5章 高齢者施策の展開）				令和6年度			
NO.	計画 頁数	項目 番号	第9期における 具体的取組	目標 (事業内容、指標等)	実施内容 (実績)	自己 評価	課題と対応策 (備考)
29	100	3 (4) イ	【クラフトパーク】 陶芸をはじめ、木工、金工、染色、織物及びガラス工芸等、創作活動を通じて高齢者にとって有意義な時間をつくるとともに、世代間の交流を図る。	9工房での創作教室・5つの自由創作教室を年間4期に分けて開催。1日体験教室、特別体験教室、短期集中講座、おためし入学、出前講座・出張体験、団体1日体験教室等も開催している。 現指定管理期間（2025(令和7)年度まで） 講座受講者満足度 80%以上 イベント参加者満足度 平均80%以上	令和6年度 講座受講者満足度 98.7% イベント参加者満足度 97.7%	◎	-
30	100	3 (4) イ	【生涯学習ルーム事業】 地域の人々が気軽に学べる生涯学習の場として、市内の全ての小学校の特別教室などを活用し、各種の講習・講座の開催や、自主事業としての学習の機会を提供するとともに、学びを通じ、地域で子どもから高齢者までを対象に交流を図る。	実施ルーム数 2024(令和6)年度277ルーム 2025(令和7)年度278ルーム 2026(令和8)年度280ルーム 受講者数 2024(令和6)年度250,000人 2025(令和7)年度260,000人 2026(令和8)年度270,000人	実施ルーム数 2024(令和6)年度275ルーム 受講者数 2024(令和6)年度257,154人	◎	-
31	101	3 (4) イ	【老人福祉センター】 地域における高齢者の生きがいがづくり・社会参加促進の拠点として、地域特性や地域住民のニーズに応じた各種相談や教養講座の実施、レクリエーション機会の提供、老人クラブ活動への援助を行うとともに、高齢者の地域福祉活動やその他自主的な活動を支援する機能の充実を図る。	地域における高齢者の生きがいがづくり・社会参加促進の拠点として老人福祉センターを設置する。	高齢者の生活に関わる各種相談に応じ、高齢者に対して健康の増進、教養講座の開催、レクリエーションの機会の提供等を総合的に供与するとともに、高齢者の地域福祉活動を支援することを目的とした「老人福祉センター」の管理運営を行った。	◎	老人福祉センターの運営にあたっては、センター毎に事業計画書を作成し、地域住民のニーズの高い講座（パソコン・スマホ教室など）を開催するなど、利用者サービスの向上や利用促進に努めている。
32	101	3 (4) イ	【老人クラブ】 「健康・友愛・奉仕」の実現をめざす地域に根ざした高齢者自身の自主的な活動組織で、地域のニーズに応じた様々な活動展開を行うことにより高齢者同士の交流を通じた生きがいと健康づくりを進めており、区老人クラブ連合会や大阪市老人クラブ連合会、全国の老人クラブとも連携し活動を行っている。老人クラブの育成を図るため、会員の教養向上、健康増進等地域活動について助成するとともに、多様なニーズに応える老人クラブづくりへの支援を進める。	老人クラブの育成を図るため、会員の教養向上・健康増進等地域活動についての助成等を行う。	老人クラブの育成を図るため、会員の教養向上・健康増進等地域活動を行う単位老人クラブに対し育成補助金を交付するとともに、各区老人クラブ連合会・大阪市老人クラブ連合会へ活動推進補助金を交付するなど、助成を行った。	◎	老人クラブ会員数が減少傾向にあることや、役員のなり手がいないなど、老人クラブ活動が縮小している。新規加入者増加に向けた広報活動を進めるなど、老人クラブ活動の維持・拡大を図っていく。
33	101	3 (4) イ	【敬老優待乗車証交付】 70歳以上の高齢者に対して、Osaka Metro及び大阪シティバスが運営する交通機関を1回乗車あたり50円の負担で利用できる乗車証を交付する。	70歳以上の高齢者に対して、乗車証を交付する。	令和7年3月末時点で、70歳以上の高齢者339,549人に敬老優待乗車証を交付した。	◎	-
34	101	3 (4) イ	【高齢者入浴利用料割引】 70歳以上の高齢者に対して、大阪市区域内において対象事業を実施する公衆浴場で、毎月1日・15日（その日が定休日の場合は翌日）に、入浴利用料の割引を実施する。	70歳以上の高齢者に対して、入浴利用料の割引を実施する。	令和7年3月末時点で、144浴場において延べ155,858人の利用があった。	◎	公衆浴場等の負担軽減を図るため、令和7年1月よりチケット化するとともに、割引を利用しやすいよう2回いずれの日でも利用できるように変更した。

第9期計画（第5章 高齢者施策の展開）				令和6年度			
NO.	計画 頁数	項目 番号	第9期における 具体的取組	目標 (事業内容、指標等)	実施内容 (実績)	自己 評価	課題と対応策 (備考)
(5) ボランティア・NPO等の市民活動の支援							
35	104	3 (5)	【大阪市市民活動総合支援事業】 市民活動に役立つ様々な情報の収集・発信や、多様な活動主体間の連携協働を創出するための支援を行う。	大阪市市民活動総合ポータルサイトにおける 情報発信件数	大阪市市民活動総合ポータルサイト における情報発信件数1,284件	◎	大阪市市民活動総合ポータルサイトが各活動 主体により活用されるよう、その存在及び有用 性の認知度向上を図る。
36	104	3 (5)	【大阪市・区ボランティア・市民活動センター】 大阪市社会福祉協議会及び各区社会福 祉協議会において、福祉ボランティアの相 談、登録、需給調整、活動支援、養成講 座、交流、広報、福祉教育及びボラン ティアグループの紹介等を行う。	ボランティア活動を希望する様々な方が活動 に参加できるよう、福祉ボランティア活動の拡 大を図り、グループや個人でのボランティア活 動への参加・登録促進に努める。	・大阪市社協のボランティア・市民活 動センターを中心に各区社協のボラ ンティア・市民活動センターにおいてボ ランティア養成講座・体験会の開 催、周知活動、受給調整等の実施 ・大阪市・区ボランティア・市民活動 センターの登録グループ数：2,562 グループ ・ボランティア活動登録者数： 28,968人	◎	・引き続き市民活動団体の活動上の課題に対 するサポートや各相談窓口の特色を活かしたボ ランティアの受給調整等を行うことにより市民活 動団体等の活性化及び推進を図る。
37	104	3 (5)	【福祉ボランティアコーディネーション事業】 ボランティア活動を希望する個人や団体、企 業等の多様な主体のニーズに応じて、幅広 いボランティアコーディネーションを行う。	個人、団体、企業等からのボランティア活動 に関する相談を受け、ボランティア活動に参 加する人とボランティアを受け入れる個人・団 体等とをつなげるボランティアコーディネート を広く行う。	・ボランティア活動をしたい、ボラン ティアの応援が欲しい等の相談に対 して、個別での相談マッチングの実施 ・個人、団体、企業等の社会貢献 活動への相談対応及び支援の実施 ・福祉ボランティアコーディネーション事 業相談件数 583件	◎	・福祉ボランティアコーディネーション事業を通 して、ボランティア活動を希望するあらゆる人が活 動に参加できるよう支援を引き続き実施してい く必要がある。
38	104	3 (5)	【大阪市市民活動推進助成事業】 区政推進基金（市民活動支援型）に積 み立てられた市民、企業などからの寄附金 を活用し、市民活動団体が行う公益的な事 業に対して支援する。	大阪市市民活動推進助成事業の助成事 業数	市民活動推進助成事業 助成事業数8事業	◎	地域課題・社会課題の解決に向けた市民活 動団体の活動が自立的・継続的なものになる よう支援していく必要があり、助成対象事業の 活動周知・広報を意識した支援を進めると ともに、「市民活動推進助成事業」の認知度向 上を図り、市民活動団体が行う公益的な事業 を推進していく。

第9期大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の進捗状況について（令和6年度（令和7年3月末）時点）

計画第5章に記載している具体的取組の推進状況を年度ごとに確認します。

4 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けたサービスの充実	
施策の方向	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険給付サービスだけでなく、生活支援・介護予防サービスの充実等にも取り組んでいきます。 ・介護サービスの質の向上と確保を図る取組を進めます。 ・介護サービス等を担う人材の育成・確保に向けた取組を行います。 ・地域において孤立しがちな外国籍の高齢者など支援を要する高齢者に対して、地域の特性や住民ニーズに応じた支援ができるよう取組を進めます。

自己評価 ◎：達成できた（達成率80%以上） ○：概ね達成できた（達成率60～79%） △：達成はやや不十分（達成率30～59%） ×：全く達成できなかった（達成率29%以下） -：評価対象外

第9期計画（第5章 高齢者施策の展開）				令和6年度			
NO.	計画 頁数	項目 番号	第9期における 具体的取組	目標 (事業内容、指標等)	実施内容 (実績)	自己 評価	課題と対応策 (備考)
(1) 介護予防・生活支援サービス事業の充実							
1	107 108	4 (1)	【介護予防型訪問サービス】 【生活援助型訪問サービス】 【介護予防型通所サービス】 【短時間型通所サービス】 【選択型通所サービス】	P36 介護予防・生活支援サービス事業のとおり		○	-
2	107	4 (1)	【住民の助け合いによる生活支援活動事業】 地域の高齢者が自身の生きがいづくりや介護予防のために、支え手として生活支援活動を行う。	サービス量 2024(令和6)年度2,000人/年 2025(令和7)年度2,000人/年 2026(令和8)年度2,000人/年	サービス量 2024(令和6)年度818人/年	△	令和6年度末時点では、3事業者により4区のみでの実施となっており、実施区が少ないため、サービス量の目標に達していない。 令和7年度においては、事業者の募集方法を随時募集に変えたことや、これまでアプローチできていなかった新たな法人へ働きかけたことにより、既存の事業者に加えて、新たに3事業者4区が新規実施されることとなっているため、引き続き実施地域の拡大を図っていく。
3	107	4 (1)	【サポート型訪問サービス】 生活機能の低下が認められるが通所事業所等に自ら通うことが困難な方に対し、看護師、管理栄養士、歯科衛生士等が3か月または6か月の短期間で訪問支援を行う。	サービス量 2024(令和6)年度50人/年 2025(令和7)年度50人/年 2026(令和8)年度50人/年	サービス量：23人	△	サービス量の目標に達していない原因として、本事業を利用することができる事業対象者（R6：631人）に対して、事業導入数が少ないこと等が考えられる。本事業は、一定期間専門職が訪問支援を行うことで、利用者の介護予防行動を促すものであるが、対象者へ事業利用を勧奨する現場（区保健福祉センター及び地域包括支援センター）において、対象者が事業主旨を理解し、事業を利用する意欲を高める支援を行うことが困難であることが背景の一因である。そのため、局において本事業を実施することによる利用者の変化などの好事例を示し、そのうえで各区保健福祉センターや地域包括支援センターに対し、本事業の導入方法等を含め事業についての周知を行っていく。
4	108	4 (1)	【選択型通所サービス健診】 選択型通所サービスのうち、運動器の機能向上プログラムを利用しようとする被保険者に対し、安全かつ効果的なサービス利用を図るため、医療機関において健診を実施する。	医療機関における選択型通所サービス利用に係る健診の実施状況	実施件数：17件	-	引き続き、要支援者及び事業対象者が安全に選択型通所サービスを利用できるよう事業を実施する。
5	108	4 (1)	【介護予防ケアマネジメント】 要支援者等が要介護状態となることを予防し、自立した生活を送ることができるよう総合的に支援し、サービス提供が包括的かつ効率的に提供されるよう介護予防ケアプランを作成する。	要支援者等が要介護状態となることを予防し、自立した生活を送ることができるよう、介護予防ケアプランを作成する。	サービス量：152,465件	◎	-

第9期計画（第5章 高齢者施策の展開）				令和6年度			
NO.	計画 頁数	項目 番号	第9期における 具体的取組	目標 (事業内容、指標等)	実施内容 (実績)	自己 評価	課題と対応策 (備考)
(2) 生活支援体制の基盤整備の推進							
6	110	4 (2)	<p>【生活支援体制整備事業】 高齢者の支援ニーズと地域資源の把握や、ボランティア等の生活支援の担い手の養成、関係者間のネットワークの構築、地域に不足するサービスの創出などの役割を担う生活支援コーディネーターを配置し、多様な事業主体が参画する協議体を設置することにより、情報共有と連携強化を図りながら、住民主体の通いの場を充実するなど、生活支援・介護予防サービスの充実及び高齢者の社会参加の促進に向けた取組を進める。</p> <p>【住民主体の通いの場の充実】 通いの場について、地域の通いの場の存在をより広く周知し、活用を促すために、ホームページ上での情報公開や専門職等との情報連携をより一層進めていく。</p>	<p>ボランティアやNPO、民間企業、社会福祉法人等の多様な主体が参画する協議体及びワーキングの開催等を通じて、多様なサービス（資源）の開発に取り組むため、24区に第1層生活支援コーディネーターを配置するとともに、66の日常生活圏域には第2層生活支援コーディネーターを配置する。</p>	<p>生活支援コーディネーター配置数 第1層：24区 第2層：66圏域</p>	◎	-
(3) 介護給付費等対象サービスの充実							
ア 居宅（介護予防）サービス							
7	112 ～ 115	4 (3) ア	<p>計画目標数値に基づき、要介護（要支援）者に対する介護保険給付サービスを充実させる。</p> <p>とりわけ、重度の要介護者の方や認知症の人などの増加を踏まえ、このような高齢者の在宅生活を支えるため、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）、小規模多機能型居宅介護などの整備を進めていく。</p>	<p>P35 居宅サービスのとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護（ホームヘルプサービス） ・訪問入浴介護 ・訪問看護 ・訪問リハビリテーション ・居宅療養管理指導 ・通所介護（デイサービス） ・通所リハビリテーション（デイケア） ・短期入所生活介護（福祉施設でのショートステイ） ・介護予防短期入所生活介護（福祉施設でのショートステイ） ・福祉用具の貸与 ・福祉用具購入費の支給 ・住宅改修費の支給 ・居宅介護支援（介護予防支援） 		◎	-
イ 地域密着型サービス							
8	116 117	4 (3) イ	<p>高齢者が認知症になっても、重度の要介護状態になっても、可能な限り地域で生活を継続できるようにするため、身近なところでサービスを提供する「地域密着型サービス」の事業者の参入促進に取り組む。</p>	<p>P36 地域密着型サービスのとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・夜間対応型訪問介護 ・地域密着型通所介護（定員18人以下のデイサービスセンターなど） ・小規模多機能型居宅介護/介護予防小規模多機能型居宅介護 ・認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）/介護予防認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム） ・地域密着型特定施設入居者生活介護（定員29人以下の介護専用型有料老人ホーム等） ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（定員29人以下の特別養護老人ホーム等） ・看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス） 		◎	<p>地域密着型サービスの適切な運営を図るため、介護保険法で定められている事業者の指定、基準の内容審査に加え、整備前の事前協議内容についても、地域密着型サービス運営委員会に諮り、サービスの充実に努めている。</p>

第9期計画（第5章 高齢者施策の展開）				令和6年度			
NO.	計画 頁数	項目 番号	第9期における 具体的取組	目標 (事業内容、指標等)	実施内容 (実績)	自己 評価	課題と対応策 (備考)
(4) 介護保険サービスの質の向上と確保							
ア 介護サービス情報の公表と福祉サービスの評価							
9	121	4 (4) ア	すべての介護サービス事業者からサービス内容等に関する情報の提供を受け、公開する。 公表に関する事務や公表データの管理を行う「介護サービス情報公表センター（大阪）」を指定し、厚生労働省の「介護サービス情報公表システム」を通じて情報提供を行っていく。 認知症対応型共同生活介護に係る外部評価結果については、事業所が所在する区保健福祉センター及び地域包括支援センター、福祉局介護保険課で公開している。	公表に関する事務や公表データの管理を行う「介護サービス情報公表センター（大阪）」を指定し、厚生労働省の「介護サービス情報公表システム」を通じて、利用者が適切な事業者を選択できるよう情報提供を行う。	介護サービス情報の公表事業所数：6,680事業所	◎	運営指導などの機会に、公表システムに登録するよう指導する。
イ 介護サービスの適正化							
10	121	4 (4) イ	【要介護（要支援）認定の適正化】 認定審査会前の各資料（基本調査、特記事項、主治医意見書）間の内容について、不整合の有無を確認する。一次判定から二次判定の軽重度変更率の協議体間の差等についての分析や認定調査項目別の選択状況についての全国の保険者と比較した分析等を行い、要介護認定調査の平準化に向けた取組を実施する。また、認定調査員及び介護認定審査会委員に対して新規研修及び現任研修を実施し、適正な認定に努める。	要介護（要支援）認定の適正化の取組状況 介護認定審査会新規研修 受講率100% 介護認定審査会現任研修 受講率50%	令和6年度集団指導研修参加事業所数 6,856か所	◎	集団指導において、今後も虐待防止等に関する研修を実施し、介護事業所での虐待防止に取り組む。
11	122	4 (4) イ	【介護保険住宅改修費適正給付事業】 住宅改修費の申請時に、「施工計画書」や「理由書」等により工事内容や必要性を審査し、疑義について介護支援専門員等に工事内容等の確認を行う。	調査件数 2024(令和6)年度420件 2025(令和7)年度420件 2026(令和8)年度420件	・介護保険住宅改修費適正給付の調査件数…382件	◎	毎月の調査件数について各区で設定しているが、被保険者と調査員の日程が合わず、調査ができない場合がある。 対応として、調査できなかったものについては、次月以降、毎月の予定件数に加えて行っている。
12	122	4 (4) イ	【福祉用具購入・貸与調査】 住宅改修との整合性に留意しながら、福祉用具購入申請書等の審査を行う。また、軽度者の福祉用具貸与については、「福祉用具貸与理由書」による確認を行うことにより、適正な給付に努める。	調査件数 2024(令和6)年度12,174件 2025(令和7)年度12,174件 2026(令和8)年度12,174件	・福祉用具購入・貸与の調査件数…15,242件	◎	介護保険における福祉用具購入件数の多くが給付券を利用しており、制度利用の利便性がより一層図られている。
13	122	4 (4) イ	【介護給付費支払実績点検（縦覧点検）】 国民健康保険団体連合会に業務を委託し、受給者ごとに複数月の明細書の算定回数や事業者間等の給付の整合性を確認するために縦覧チェック一覧表をもとに給付状況等を確認したうえで、請求の誤りが判明した場合には返還を求める。	点検件数（国保連委託） 2024(令和6)年度1,633件 2025(令和7)年度1,666件 2026(令和8)年度1,699件	令和6年度の実績件数は12月中旬に判明。（国保連からデータ送信される予定）	—	—

第9期計画（第5章 高齢者施策の展開）				令和6年度			
NO.	計画 頁数	項目 番号	第9期における 具体的取組	目標 (事業内容、指標等)	実施内容 (実績)	自己 評価	課題と対応策 (備考)
14	123	4 (4) イ	【ケアプランチェック（居宅サービス計画）】 個々の受給者が真に必要なとする過不足のないサービス提供の確保等を目的として、居宅介護支援事業所を訪問し、ケアプランの記載内容について、介護支援専門員とともに確認検証し、「気づき」を促すとともに「自立支援に資するケアマネジメント」の実践に向けた取組を支援する。	訪問事業所数 2024(令和6)年度188か所 2025(令和7)年度190か所 2026(令和8)年度192か所	訪問事業所数 105件	△	令和6年度は調査員（介護支援専門員）の確保が難しく、常に3～4名の欠員が出ている状態だったが、令和7年度は7名体制となり、目標達成に向けて取り組んでいく。
15	123	4 (4) イ	【給付費通知の送付】 介護保険サービス利用者に、各月の給付内容を通知する。これにより、被保険者が利用したサービス内容の確認や、支払った費用について容易に確認できるようになるとともに、サービスを伴わない介護報酬への請求に気づくことができる。	送付件数 2024(令和6)年度158,000件 2025(令和7)年度158,000件 2026(令和8)年度158,000件	年に1度（10月中旬頃）、被保険者（生保受給者含む）あてに各月の給付内容（被保険者本人や家族が利用したサービスの内容や費用）を通知する。	◎	被保険者あてに給付内容を通知することにより、被保険者が利用したサービス内容や支払った費用などを容易に確認できるようになるとともに、サービスを伴わない介護報酬への請求に気づくことができるため、引き続き実施する。
16	123	4 (4) イ	【介護給付と医療給付との支払実績突合点検（医療情報との突合）】 保険者に対して提供される介護給付情報と医療給付情報の突合を国保連合会に委託し、その結果をもとに、給付状況等を確認する。疑義がある内容について、各事業者へ照会を行い、重複請求等請求の誤りが判明した場合は、返還を求める。	点検件数 2024(令和6)年度5,994件 2025(令和7)年度6,114件 2026(令和8)年度6,236件	点検件数 8,093件	◎	給付状況等を確認し、各事業者へ照会を行い、請求等の誤りが判明した場合は返還を求める。
ウ 介護サービス事業者の指定・指導							
17	124	4 (4) ウ	【介護サービス事業者の指定・指導】 介護サービス事業者から提出された指定申請については、慎重に審査し、適切かつ速やかに処理を行う。	介護サービス事業者から提出された指定申請については、慎重に審査し、適切かつ速やかに処理を行う。	指定件数：16,483件（うち総合事業の指定件数：5,965件）	—	自己評価を行っていないため記載なし
18	124	4 (4) ウ	【有料老人ホーム等において介護サービスを提供する事業者に対する重点的な運営指導】 有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等（特定施設入居者生活介護事業所を除く）において介護サービスを提供する事業者に対し、国民健康保険団体連合会のデータ等を活用し、重点的な指導を行う。	一つの住所で10人以上の利用者に介護保険サービスを提供している訪問介護又は居宅介護支援事業者への運営指導数 2024(令和6)年度79か所 2025(令和7)年度81か所 2026(令和8)年度83か所	指導数 79か所	◎	引き続き、該当する事業所に対して重点的に指導を行い、適切なサービス提供が行われているか確認していく。
19	124	4 (4) ウ	【介護サービス事業所に対する指導】 介護サービス事業所に対する運営指導の一部委託を継続し、運営指導の実施率の向上を図ると共に、市職員が虐待や不正請求等の重要案件に一層、重点的に取り組めるようにする。	運営指導実施率 2024(令和6)～2026(令和8)各年度 16.6%以上	運営指導実施率 17.09%	◎	より効率的な指導に努め、引き続き、指定の更新期間である6年に1度の指導を行うことを目標に取り組んでいく。
エ 介護支援専門員の質の向上							
20	125	4 (4) エ	【ケアマネスキルアップ事業】 介護支援専門員の「気づき」を促すとともに「自立支援に資するケアマネジメント」の実践に向けた取組を支援するために、居宅介護支援事業所が作成するケアプランの点検・評価や講習会の開催等を行う。	ケアマネスキルアップ事業 参加事業所数 2024(令和6)年度402か所 2025(令和7)年度406か所 2026(令和8)年度410か所	参加事業所数 460か所	◎	引き続き、介護支援専門員の資質向上を目指していく。

第9期計画（第5章 高齢者施策の展開）				令和6年度			
NO.	計画 頁数	項目 番号	第9期における 具体的取組	目標 (事業内容、指標等)	実施内容 (実績)	自己 評価	課題と対応策 (備考)
オ 公平・公正な要介護（要支援）認定							
21	125	4 (4) オ	【公平・公正な要介護（要支援）認定調査】 公平・公正な要介護（要支援）認定を行うためには、適正な認定調査や審査判定を行う必要があることから、認定調査員等に対する新規研修・現任研修を行うとともに、必要に応じ保健師の同行や手話通訳者等を派遣することにより的確な審査判定資料を作成し、全国一律の基準により審査・判定を行う。	認定調査員等研修（新規・現任） 2024(令和6)年度451人 2025(令和7)年度451人 2026(令和8)年度451人	●令和6年度 認定調査員等研修 2回 ・新規研修（Web研修） 受講人数 74人 （R6.4～7.3の期間に開催） ・現任研修（Web研修） 受講人数 164人 （R7.3.13～27の期間に開催）	△	公平・公正な要介護（要支援）認定を行うために、全国一律の基準に従った調査を行う必要がある。 市内における居宅介護支援事業所への調査委託契約数は減少しており、結果として調査員研修の受講者も減少傾向にある。 今後も、認定調査員が研修を受講しやすいようWeb研修等研修手法を検討する。
22	125	4 (4) オ	【保健師の同行訪問】 難病や認知症などにより専門的判断を行う必要がある場合は区保健福祉センターの保健師が同行する。	難病や認知症などにより専門的判断を行う必要がある場合に保健師が同行する。	●令和6年度 保健師同行訪問：98件	—	保健師の同行が必要な際に、同行できる体制を引き続き構築していく。
23	126	4 (4) オ	【介添事業】 不安を抱く人、聴覚障がい等により意思疎通が難しい人に介添人や手話通訳者等を派遣する。	不安を抱く人、聴覚障がい等により意思疎通が難しい人に介添人や手話通訳者等を派遣する。	●令和6年度 手話通訳派遣回数：117件 外国語通訳派遣回数：34件 介添人派遣回数：0件	—	介添人の同行が必要な際に、同行できる体制を引き続き構築していく。
24	126	4 (4) オ	【介護認定審査会】 各区に認定審査を行う合議体を設置し、保健・医療・福祉の専門家などが認定調査の結果と主治医意見書をもとに、どの程度の介護が必要かを全国一律の基準により審査・判定する。	各区に認定審査を行う合議体を設置し、全国一律の基準により審査・判定する。	●令和6年度 審査判定件数 156,912件	—	申請件数に対応できる合議体数の確保と運営を行っていく。
カ 介護保険サービスの苦情・相談等への対応							
25	126	4 (4) カ	区保健福祉センターによる介護保険制度における苦情相談の迅速な対応を行う。 おおさか介護サービス相談センター事業として、介護保険サービスについての相談や苦情を受け付け、一般相談のほか、保健・医療・福祉及び法律等の専門家による専門相談を行い、利用者・事業者から中立的な立場で、あつせん・調停などにより迅速な問題の解決を行う。	介護保険制度や介護保険サービスについての相談や苦情に、区保健福祉センターやおおさか介護サービス相談センターにて、迅速に対応する。	介護保険制度や介護保険サービスについての相談や苦情に、区保健福祉センターやおおさか介護サービス相談センターにて、迅速に対応した。	◎	—

第9期計画（第5章 高齢者施策の展開）				令和6年度			
NO.	計画 頁数	項目 番号	第9期における 具体的取組	目標 (事業内容、指標等)	実施内容 (実績)	自己 評価	課題と対応策 (備考)
(5) 福祉・介護人材の確保及び育成							
26	130	4 (5)	【福祉に関する理解促進やイメージアップの取組】 福祉・介護の仕事の魅力が伝わるエピソードを募集し、優秀作品を表彰する「みおつくし福祉・介護のきらめき大賞」を実施し、受賞作品を漫画化や動画化して発信するなど、広く市民に魅力を伝える取組を進める。 大阪市社会福祉研修・情報センターにおける研修の実施など、介護サービス事業等の従事者の資質向上に取り組む。 また、福祉教材を活用した福祉教育の推進など、福祉に関する理解促進やイメージアップを図る。	大阪市社会福祉研修・情報センターにおける研修に対する満足度評価（5段階評価）4以上 小学生向けの福祉教材を活用した福祉教育の実施により、福祉に対する小学生の理解が深まったと感じる小学校教員80%以上	・みおつくし福祉・介護の仕事きらめき大賞 福祉・介護の現場で働く福祉専門職から福祉の仕事の魅力が伝わる感動エピソードを募集し、優良事例の選考を実施 ・大阪市社会福祉研修・情報センターにおいて、介護サービス事業等の従事者の資質向上の観点から、福祉専門職のスキルアップのための研修等を実施 【研修受講者満足度評価】 5段階で4.5 ・小学生用福祉教材や教員の指導用副教材を作成し、配付 【アンケート調査において、福祉教材を活用した小学校教員が「児童の福祉へのなじみや理解が深まった」と回答した割合】 93.6%	◎	・みおつくし福祉・介護の仕事きらめき大賞 選考した優良事例を表彰し、福祉専門職の仕事に対するやりがいや支え、事例を漫画作品化し公表することで、福祉・介護の仕事のイメージアップを図っていく必要がある。 ・大阪市社会福祉研修・情報センター 研修受講者満足度評価等の目標が達成できるように、受講者に対して満足度に関するアンケートを実施し、効果検証を行いながら、受講者に満足してもらえ研修を行っていく必要がある。 ・小学校教員に対して福祉教材の活用に関するアンケートを実施して効果検証を行いながら、引き続き、総合的な学習の時間等における福祉教材の活用を促し、福祉について学ぶ機会を設けていく。
27	130	4 (5)	【専門職のスキルアップやモチベーションの向上につながる取組】 大阪市社会福祉研修・情報センターにおいて、福祉専門職向けのキャリア研修やスキルアップ研修、職員同士の横のつながりを作る場等を開催する。	左記の具体的な取組について、第9期についても、引き続き取り組む。	・大阪市社会福祉研修・情報センターにおいて、福祉専門職向けのキャリア研修やスキルアップ研修を実施し、職員同士の横のつながりを作る場等を創出	◎	・大阪市社会福祉研修・情報センター 福祉専門職のスキルアップやモチベーションの向上につながる研修を引き続き実施していく。
28	130	4 (5)	【人材のすそ野を拡大する取組】 直接介助に携わらない業務を担う「アシスタントワーカー」を導入する研修過程を通じて、職場環境改善や職員の意識改革、リーダー層の育成などの人材育成につなげるとともに、多様な人材の確保に取り組む。 軽度の要支援者等に対する生活援助サービス従事者を養成する「生活援助サービス従事者研修」を実施し、従事者の増加を図る。	左記の具体的な取組について、第9期についても、引き続き取り組む。 軽度の要支援者等に対する生活援助サービス従事者を養成する「生活援助サービス従事者研修」を実施し、従事者の増加を図る。	・アシスタントワーカー導入等による福祉・介護人材支援事業 アシスタントワーカー（間接介助業務を担当する職種）の導入に向けた事業を実施 ・生活援助サービス従事者研修の実施 全24回中22回開催 132名受講 112名修了	◎	・アシスタントワーカー導入等による福祉・介護人材支援事業 高齢施設だけではなく、障がい施設にも取組が広がるように、福祉・介護人材の取組みを進めていく必要がある。 前年度より、受講者数、修了者数は増加した。引き続き、研修受講者、研修修了者ともに増加できるよう、効果的な周知方法について検討していくとともに、研修修了者が介護の担い手となるように、生活援助型訪問サービス事業所とのマッチング方法についても検討していく。
29	130	4 (5)	【福祉・介護人材が働きやすい職場環境づくり】 介護従事者の負担軽減等のため、大阪府の補助制度を活用し、介護ロボットやICTの導入を進める。 おおさか介護サービス相談センターにおいて、カスタマーハラスメント対策として、介護ハラスメント弁護士相談を実施する。 大阪市社会福祉研修・情報センターにおいて、ハラスメント対応やメンタルヘルスにかかる研修を実施する。 介護事業所等への集団指導等において、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の取得動奨を行う。 介護職員の安定的な確保を図るとともに、事業主による介護職員の資質向上や雇用管理の改善の取組がより一層促進されるよう、国の処遇改善加算は段階的に拡充されており、大阪市としても、集団指導等において介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の取得動奨を行うなど取得促進に引き続き取り組む。	・処遇改善加算取得事業所数 2024(令和6)年度4,265か所 2025(令和7)年度4,350か所 2026(令和8)年度4,437か所 ・特定処遇改善加算取得事業所数 2024(令和6)年度3,218か所 2025(令和7)年度3,282か所 2026(令和8)年度3,348か所	・令和6年度6月より、介護職員のさらなる賃金改善の向上を図るため、ベースアップや事業者の加算取得にかかる事務負担軽減につながるよう従来の加算から新しい加算（介護職員等処遇改善加算）への一本化が行われた。 ・処遇改善加算取得事業所数 2024(令和6)年度4,545か所 ・おおさか介護サービス相談センターにおいては、カスタマーハラスメント対策として、介護ハラスメント弁護士相談を実施した。 2024(令和6)年度 9回	◎	介護事業所等への集団指導やホームページにおいて取得促進を促し、加算取得対象事業者へ電子メール等により取得動奨を行うなど取り組みを行った。

第9期計画（第5章 高齢者施策の展開）				令和6年度			
NO.	計画 頁数	項目 番号	第9期における 具体的取組	目標 (事業内容、指標等)	実施内容 (実績)	自己 評価	課題と対応策 (備考)
(6) 在宅支援のための福祉サービスの充実							
ア 在宅福祉サービス							
30	132	4 (6) ア	【生活支援型食事サービス】 心身の機能低下等により食事の確保が困難なひとり暮らし高齢者等に対して、栄養バランスの取れた食事を配達する機会を通じて利用者の安否を確認し、異常があった場合は、関係機関へ連絡する。	生活支援型食事サービスの実施・検討状況	実施箇所数 59か所 食数 延1,073,037食	◎	高齢者人口の増加に伴い、今後も見守り等の支援を必要とする要介護高齢者の増加が見込まれるため、事業の効率化、適正化を図りながら引続き本事業の取組みを進める必要がある。
31	132	4 (6) ア	【在宅高齢者日常生活用具給付】 自宅に適切な用具を有しないひとり暮らし高齢者等に対して、自動消火器、火災警報器、磁調理器、高齢者用電話の給付を行う。	日常生活用具給付の実施・検討状況	自動消火器 5件 火災警報器（連動型） 0件 電磁調理器 315件 高齢者用電話 11台	◎	家庭内での火災の未然防止、急病や災害時等の緊急対応及び要介護高齢者を介護する家族の負担軽減などにも配慮しながら、高齢者の多様な生活支援ニーズに応じた福祉サービスの充実に向けて、引続き、見直しと取組みを進める必要がある。
32	132	4 (6) ア	【ごみの持ち出しサービス（ふれあい収集）】 ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯等で、ごみを一定の場所まで持ち出すことが困難な世帯を対象に、利用者等からの申し出により、家庭までごみの収集に伺うサービスを行う。また、ご希望により、お約束の曜日にごみが出されていない場合、あらかじめ登録いただいた連絡先に、環境事業センターから安否確認していただくよう、連絡するサービスも行っている。	引き続き実施していくとともに、新規の申し出があった場合には対応していく。	令和6年度（令和7年3月末時点）実施世帯数 ○普通ごみ・資源ごみ・容器包装プラスチック・古紙衣類 11,860世帯 ○粗大ごみ 8,457世帯	—	—
33	132	4 (6) ア	【緊急通報システム】 ひとり暮らし高齢者等を対象に、緊急通報装置及びペンダント型送信機を貸与し、急病などの緊急時や体調に不安があるときに通報ボタンを押す等により、受信センターに通報され、看護師等が協力者への駆けつけ依頼や救急車の要請、健康面でのアドバイスなどの対応を行う。	緊急通報システム貸与の実施・検討状況	稼働件数 延7,306件 緊急通報受信件数 5,094件	◎	家庭内での急病や災害時等の緊急対応及び要介護高齢者を介護する家族の負担軽減などにも配慮しながら、高齢者の多様な生活支援ニーズに応じた福祉サービスの充実に向けて、引続き、見直しと取組みを進める必要がある。
イ その他の支援							
34	133	4 (6) イ	【介護用品の支給】 要介護度4・5相当の高齢者を在宅で介護する家族の負担軽減のため、紙おむつなどの介護用品を支給する。	介護用品支給の実施・検討状況	介護用品給付者数 2,405人	◎	要介護高齢者数の増加により、支給対象者数の増加が想定されるため、受給者数の増加に向けて、引続き本事業の取組みを進める必要がある。
35	133	4 (6) イ	【家族介護慰労金】 介護保険制度の利用促進を図ることを目的として、介護保険サービスを利用せずに介護している家族の方を慰労するとともに、慰労金を支給する。	家族介護慰労金支給の実施・検討状況	支給実績 4人	◎	地域包括支援センターの訪問等により、申請者に対する介護保険の一定の利用促進はできており、引続き本事業の取組みを進める必要がある。
36	133	4 (6) イ	【ICT 技術を活用した高齢者等の見守り（高齢者見守り付住宅）】 市営住宅のケア付住宅のサービスを転換し、扉や家電の使用状況をセンサー反応等から自動で異常検知するICT 機器を設置した高齢者見守り付住宅を整備する。また、異常を検知した際には、あらかじめ登録された連絡先や入居者本人に連絡し、必要に応じて訪問のうえ安否確認を行う。	ICT 技術を活用した高齢者等の見守り状況	19戸（令和6年度末時点での入居戸数）	◎	応募倍率から、本市の募集を上回る応募があったことからニーズの高さが窺えるため、引続き本事業の取組みを進める必要がある。

第9期計画（第5章 高齢者施策の展開）				令和6年度			
NO.	計画 頁数	項目 番号	第9期における 具体的取組	目標 (事業内容、指標等)	実施内容 (実績)	自己 評価	課題と対応策 (備考)
(7) 情報が届きにくい高齢者等への情報発信							
ア 多様な情報の提供							
37	136	4 (7) ア	【生活ガイドブック「くらしの便利帳」に高齢者のための情報を掲載し配布】 2年に1回、「くらしの便利帳」を発行し、転入者や希望者に区役所窓口で配布する。	・作成部数 2024(令和6)年度 0部（発行予定なし） 2025(令和7)年度 350,000部（予定） 2026(令和8)年度 0部（発行予定なし）	-	-	令和7年10月発行 【公開ホームページ】 https://www.city.osaka.lg.jp/seisakuk/ikakushitsu/page/0000148414.html
38	136	4 (7) ア	【パンフレット等による介護保険制度全般についての情報提供】 介護保険制度全般に関して、各種広報媒体、ホームページの活用や、市民向けのパンフレット作成など、広く市民にわかりやすく情報が伝わるように努める。	介護保険制度全般に関する市民向けのパンフレットを毎年作成する。なお、視覚障がいのある方向けに、点字版も作成する。 区役所やサービスカウンターなどの窓口や、市内図書館等、市民が訪れる機会が多い場所に配架を行い、配布する事により市民への周知を図る。	点字版パンフレット作成数：307部 日本語版パンフレット（ハートページ）作成数：106,788部	◎	-
39	136	4 (7) ア	【大阪市消費者センターにおける消費生活相談員による相談事業及び情報提供・啓発】 高齢者をはじめとするすべての消費者に、講座などによる消費者教育・啓発を行い、また、事業者に対する消費者からの苦情に係る相談に応じ、苦情の処理のためのあっせんなどを行う。	大阪市消費者センターにおける消費生活相談員による相談事業及び情報提供・啓発の取組状況	寄せられた消費生活相談に対して、助言及び必要なあっせんを実施した。 地域講座開催実績：計42回 737人	-	-
40	136	4 (7) ア	【ATC エイジレスセンター事業】 福祉機器や介護機器用品の展示・紹介コーナーを設置するとともに、アクティブシニア向け各種イベント・セミナーを開催する。	・来場者数 2024(令和6)年度 100,500人	・来場者数 92,399人（91.9%）	◎	展示場事業にとどまらず、出展企業と来場者及び来場企業とのマッチングや連携といったビジネス機会の創出を図り、出展がビジネス拡大や認知度向上につながるような取り組みを強化し、当事業の魅力向上に努めていく。 また、既存のHPに加え、新たにSNSによる情報発信を行い集客につなげていく。
41	136	4 (7) ア	【高齢者福祉月間】 1965(昭和40)年度から、毎年9月を「高齢者福祉月間」として、高齢者福祉大会、各区において関連行事等を実施するとともに、高齢者の福祉や高齢期のあり方について、理解と関心を深める情報発信を行う。	毎年9月を「高齢者福祉月間」として、当該期間中に高齢者福祉対策推進の意識高揚と親睦を図る高齢者福祉大会を開催する。	9月を「高齢者福祉月間」として、高齢者福祉大会や各区関連行事等を実施し、高齢者同士の親睦を図った。また、高齢者の福祉や高齢期のあり方について理解と関心を深める情報発信を行うことで、高齢者福祉対策推進の意識高揚を図った。	◎	-
イ 外国籍の高齢者などに対する情報提供							
42	137	4 (7) イ	【介護保険制度の外国語によるパンフレットの作成】 韓国・朝鮮語、英語、中国語、ポルトガル語及びスペイン語（5言語）を作成し、外国籍の高齢者などへ制度の内容が伝わるよう周知に努める。	韓国・朝鮮語、英語、中国語のパンフレットは毎年作成し、ポルトガル語、スペイン語は計画が策定される3年に1度作成する。 区役所やサービスカウンターなどの窓口や、市内図書館等、市民が訪れる機会が多い場所に配架を行い、配布する事により市民への周知を図る。	韓国・朝鮮語版パンフレット作成数：1,701部 中国語版パンフレット作成数：341部 英語版パンフレット作成数：336部 スペイン語版パンフレット作成数：316部 ポルトガル語版パンフレット作成数：316部	◎	-
43	137	4 (7) イ	【外国人住民のための5言語による市政・区政相談、法律相談】 大阪国際交流センターにおいて、5言語で法律相談を行う。また、市役所市民相談室と区役所に外国人住民のための相談窓口を設置し、市政、区政についての問い合わせや相談、地域情報の提供等を大阪国際交流センターの通訳機能を利用して5言語で行う。	外国人住民のための5言語による市政・区政相談、法律相談の取組状況	大阪国際交流センターにおいて、5言語で法律相談を行った。また、市役所市民相談室と区役所に外国人住民のための相談窓口を設置し、市政、区政についての問い合わせや相談、地域情報の提供等を大阪国際交流センターの通訳機能を利用して5言語で行った。	◎	-
44	137	4 (7) イ	【外国人への生活情報提供及び多言語による「外国人のための相談窓口」の運営】 ホームページ（5言語）で防災や各種行政サービス、各種専門相談機関に関する情報など、外国人の市民生活に不可欠な情報、生活の支援情報を発信して周知に努めているほか、多言語による「外国人のための相談窓口」（5言語）において、市政情報に加え各種生活情報に関する問い合わせなどへの対応を引き続き実施する。	外国人への生活情報提供及び多言語による「外国人のための相談窓口」の運営の取組状況 2024(令和6)年度 3,400件以上 2025(令和7)年度 3,400件以上 2026(令和8)年度 3,400件以上	3897件	◎	-

第9期大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の進捗状況について（令和6年度（令和7年3月末）時点）

計画第5章に記載している具体的取組の推進状況を年度ごとに確認します。

5 高齢者の多様な住まい方の支援	
施策の方向	<ul style="list-style-type: none"> 施設に入居した高齢者に対しては、施設での生活をできるだけ在宅に近い環境となるよう、ユニットケアのような個別ケアの推進を図りつつ、高齢者のニーズに応じた施設・居住系サービスの整備、推進を行います。 まちを安全かつ快適に移動し、安心して行動できるよう「ひとにやさしいまちづくり」を積極的に推進します。 市民の防災意識の高揚に努めるとともに、高齢者などの要援護者に対する支援体制の整備を図ります。

自己評価 ◎：達成できた（達成率80%以上） ○：概ね達成できた（達成率60～79%） △：達成はやや不十分（達成率30～59%） ×：全く達成できなかった（達成率29%以下） -：評価対象外

第9期計画（第5章 高齢者施策の展開）				令和6年度			
NO.	計画 頁数	項目 番号	第9期における 具体的取組	目標 (事業内容、指標等)	実施内容 (実績)	自己 評価	課題と対応策 (備考)
(1) 多様な住まいの支援							
多様な居住ニーズに対応した情報提供							
1	139	5 (1)	【大阪市住まい情報センター】 総合的な住情報サービスの拠点である大阪 市立住まい情報センターにおいて、関係団体 と連携し、高齢者などに対する住宅相談も 含めた様々な情報提供サービスを実施す る。	高齢者の住まいに関する情報の提供にかか る状況	住まい情報センターにおける情報提 供等について、高齢者を含む施設利 用者に対して、約7,300件の住宅 相談対応や約23,600件の情報提 供を行いました。また、セミナー・シン ポジウム等についても計66回開催 し、約3,300人の参加があり、高齢 者を含む多くの方を対象とした情報 提供サービスを実施しました。	◎	住まい情報センターにおいては、住宅に関する 様々な情報提供ができており、引き続き、多様 化・高度化する市民ニーズに対応した住宅相 談・情報提供の実施やセミナー・シンポジウム等 の開催に取り組む。
(2) 居住の安定に向けた支援							
ア 市営住宅における高齢化への対応							
2	141	5 (2) ア	【建替えを行う市営住宅の高齢化対応設 計】 全住戸を対象に床段差の解消、高齢者が 利用しやすい浴槽や手すり、福祉型エレベ ーターの設置等、高齢化に対応した設計を行 う。	・新築市営住宅の高齢化対応設計 2024(令和6)年度1,100戸 2025(令和7)年度1,100戸 2026(令和8)年度1,100戸	建替えを行う市営住宅全住戸を対 象とした高齢化対応設計の実施 1,078戸	◎	今後も高齢者に安定的な居住の場を提供する ため、「大阪市営住宅ストック総合活用計画」 に基づく建替・全面的改善・エレベーター設置の 効率的・効果的な実施により市営住宅の高齢 化への対応を進める。
3	141	5 (2) ア	【既存市営住宅のバリアフリー化】 浴室の設置にあわせて床段差の解消や手す りの設置等を行うとともに、中層住宅に対 してエレベーターを設置している。また、団地内 の共用施設、屋外施設についても、スロープ の設置などバリアフリー化を図る。	・「大阪市ストック総合活用計画」に基づき、 住民要望がまとまった住宅について可能な限 り整備を進めていく。 2024(令和6)年度エレベーター設置37基 (予定)	住民要望がまとまった全住宅で事業 着手済（12基）	◎	今後も住民要望がまとまった住宅について、可 能な限り整備を進める。
4	141	5 (2) ア	【高齢者向け住宅】 60歳以上の方が、配偶者、18歳未満の児 童、障がい者、60歳以上の方のいずれかの 親族とのみ同居し、又は同居しようとする世 帯を対象に、市営住宅の入居者募集を行 う。	・募集戸数 2024(令和6)年度200戸 2025(令和7)年度200戸 2026(令和8)年度200戸	・募集戸数 2024(令和6)年度200戸	◎	-
5	142	5 (2) ア	【単身者向け住宅】 1人で日常生活のできる60歳以上の単身 者を対象に、市営住宅の入居者募集を行 う。	・募集戸数 2024(令和6)年度650戸 2025(令和7)年度650戸 2026(令和8)年度650戸	・募集戸数 855戸	◎	-
6	142	5 (2) ア	【親子ペア住宅】 高齢者世帯とその子ども世帯が、隣り合 わせて居住できる市営住宅の入居者募集を行 う。	・募集戸数 2024(令和6)年度11組22戸 2025(令和7)年度11組22戸 2026(令和8)年度11組22戸	・募集戸数 14組28戸	◎	-

第9期計画（第5章 高齢者施策の展開）				令和6年度			
NO.	計画 頁数	項目 番号	第9期における 具体的取組	目標 (事業内容、指標等)	実施内容 (実績)	自己 評価	課題と対応策 (備考)
7	142	5 (2) ア	【親子近居住宅】 高齢者世帯とその子ども世帯とが、それぞれ独立して同一区内で生活ができるよう、市営住宅の入居者募集を行う。	・募集戸数 親子セット向け住宅 2024(令和6)年度10組20戸 2025(令和7)年度10組20戸 2026(令和8)年度10組20戸 子世帯向け住宅 2024(令和6)年度20戸 2025(令和7)年度20戸 2026(令和8)年度20戸 親世帯向け住宅 2024(令和6)年度20戸 2025(令和7)年度20戸 2026(令和8)年度20戸	・募集戸数 親子セット向け住宅 10組20戸 子世帯向け住宅 20戸 親世帯向け住宅 20戸	◎	-
8	142	5 (2) ア	【空き住戸を活用したコミュニティビジネス活動拠点の導入】 高齢化が進む市営住宅団地において、高齢者の生活支援や子育てサービスの提供など、団地や地域の活性化につながるコミュニティビジネス等の活動拠点として、NPO等の団体に市営住宅の空き住戸を提供する。	・募集件数 2024(令和6)年度8件 2025(令和7)年度8件 2026(令和8)年度8件	募集件数 2024(令和6)年度8件	◎	NPO団体等からの問合せ等を踏まえ、需要のある団地を中心に新規住戸7件及び再公募住戸1件の計8件を募集した。
イ 民間住宅における高齢化への対応							
9	143	5 (2) イ	【セーフティネット住宅登録制度】 高齢者をはじめとする住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅を登録するとともに、登録を受けた住宅の情報については、ホームページの掲載や市役所本庁舎及び大阪市立住まい情報センターにおいて登録簿を閲覧可能とすること等により、市民に広く情報提供を行う。また、住宅セーフティネット法に規定される住宅確保要配慮者居住支援協議会である「Osaka あんしん住まい推進協議会」のホームページにおいて、住まいに関する相談窓口として大阪市立住まい情報センターを紹介するとともに、高齢者の在宅生活支援サービスに関する大阪市の窓口を紹介する。	登録を受けた住宅の情報については、ホームページの掲載や市役所本庁舎及び大阪市立住まい情報センターにおいて登録簿を閲覧可能とすること等により、市民に広く情報提供を実施していく。	・制度周知用リーフレットを各区役所及び市関連施設等に配架	◎	-
10	143	5 (2) イ	【大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度】 高齢者の民間賃貸住宅への入居を支援するため、大阪府及び府下市町村、宅地建物取引業団体等と連携し、高齢者等の入居を受け入れる民間賃貸住宅（あんぜん・あんしん賃貸住宅等）や当該住宅を斡旋する不動産店（協力店）等の情報提供を行う。	高齢者等の入居を受け入れる民間賃貸住宅（あんぜん・あんしん賃貸住宅等）や当該住宅を斡旋する不動産店（協力店）等の情報提供を実施していく。	・制度周知用リーフレットを各区役所及び市関連施設等に配架	◎	(備考) 大阪府事業のため、評価は対象外としています。
11	143	5 (2) イ	【サービス付き高齢者向け住宅、住宅型有料老人ホーム】 高齢者のひとり暮らしや夫婦のみの世帯等が安心して暮らせる住まいの確保を目的とした「サービス付き高齢者向け住宅」及び「住宅型有料老人ホーム」において、介護サービスが適切に提供されるとともに、入居者が安心して生活できるよう、関係部局が連携して、事前審査、登録の届出、自主点検、立入検査の実施等、引き続き事業者への指導に取り組む。サービス付き高齢者向け住宅については、入居者への適正な生活相談・安否確認等のサービスの提供など登録後も継続してハード・ソフトの登録基準に適合し、適切な管理・運営が行われるよう、事業者等への指導を行う。 また、サービス付き高齢者向け住宅の登録された情報について、市民が迅速かつ確に入手できるよう、登録窓口や大阪市住まい情報センターで登録簿を閲覧可能としているだけでなく、ホームページでも公表するなど広く情報提供に努める。住宅型有料老人ホームの情報について、引き続き、ホームページで公表していく。	サービス付き高齢者向け住宅の登録情報や住宅型有料老人ホームの届出情報について、運営開始後の変更届の提出など事業者により適正な維持管理を求め、ホームページでの公表を引き続き実施していく。 (毎月1回、年間12回、情報を更新)	ホームページでの公表を実施	◎	-
					住宅型有料老人ホームの届出情報について、ホームページでの公表を実施 (毎月1回、年間12回、情報を更新)	◎	住宅型有料老人ホームの届出情報について、ホームページでの公表を引き続き実施 (毎月1回、年間12回、情報を更新)

第9期計画（第5章 高齢者施策の展開）				令和6年度			
NO.	計画 頁数	項目 番号	第9期における 具体的取組	目標 (事業内容、指標等)	実施内容 (実績)	自己 評価	課題と対応策 (備考)
ウ 住宅の改修に対する支援							
12	144	5 (2) ウ	【住宅改修費の支給（介護保険給付サービス） / 介護予防住宅改修費の支給（介護保険給付サービス）】 介護保険制度において日常生活の自立を助けたり、介護をしやすい生活環境を整えるための手すりの取付け、床段差の解消、滑り止め等のための床材変更、引き戸などへの扉の取り替え及び洋式便器等への取替工事等の簡易な住宅改修について、改修費の介護保険給付を行う。 また、利用者の一時的な負担を解消するため、利用の際、利用者は支給対象となる費用（支給限度内）の自己負担分の負担で済む「給付券方式」を引き続き導入する。	・住宅改修費の支給（介護保険給付サービス） 2024(令和6)年度6,061人／年 2025(令和7)年度6,377人／年 2026(令和8)年度6,673人／年 ・介護予防住宅改修費の支給（介護保険給付サービス） 2024(令和6)年度4,002人／年 2025(令和7)年度3,788人／年 2026(令和8)年度3,548人／年	・住宅改修費の支給（介護保険給付サービス） 5,550人 ・介護予防住宅改修費の支給（介護保険給付サービス） 2,841人	○	・介護保険における住宅改修件数の多くが給付券を利用した工事となっており、制度利用の利便性がより一層図られたことにより、高齢者が、住み慣れた所で、生活を続けることが可能となっている。 ・今後も、制度利用のための利便性をより高めるために、給付券登録事業者数の増加を図るとともに、登録事業者への研修内容の充実を図っていく。
13	144	5 (2) ウ	【高齢者住宅改修費給付事業】 介護保険制度による住宅改修を行う場合に、介護保険給付を補完する制度として、関連する工事のうち支給対象とならない部分について、改修費用を給付する。	高齢者住宅改修費給付事業の支給件数 2024(令和6)年度72件 2025(令和7)年度72件 2026(令和8)年度72件	高齢者住宅改修費給付事業の支給件数 2024(令和6)年度33件	一	介護保険制度の住宅改修を補完する制度として、本制度の給付を主たる工事とする改修があった場合においても、適正な審査等により事業の効率化、適正化を図っていく必要がある。
エ 安全な歩行空間等の整備							
14	144	5 (2) エ	【民間建築物事前協議】 「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」において、事業者が、不特定多数の人々が利用する建築物などの施設を設置しようとするときは、事前に市長に協議することを定めている。	民間建築物事前協議の取組状況	事前協議521件	一	-
15	144	5 (2) エ	【公園施設の整備】 公園施設のなかでも利用頻度の高い、出入口の改修、園路の舗装、段差の解消、階段のスロープ化や手すりの設置及び車いすの人も使用できるトイレの整備を行う。	・整備予定数 2024(令和6)年度9公園 2025(令和7)年度5公園	整備予定9公園中6公園は令和6年度に完了 残る3公園も工期延期後令和7年度に整備完了	◎	-
16	145	5 (2) エ	【歩道設置やゆずり葉の道整備】 高齢者等が、安全で快適に通行できる空間の確保を図るため、歩道設置やゆずり葉の道整備を行う。	・歩道等整備 2024(令和6)年度1.0km 2025(令和7)年度0.4km 2026(令和8)年度0.8km	・歩道等整備 2024(令和6)年度0.4km	△	目標達成に向け歩道等整備工事を進めていたが、工事の一部を繰り越し、令和7年度に完了予定である。
17	145	5 (2) エ	【電線類地中化】 都市防災機能の向上、都市魅力の向上、歩行者空間の安全・快適性の向上等を目的に電線類を地中に整備する。	2024(令和6)年度5.9km 2025(令和7)年度2.9km 2026(令和8)年度4.5km	2024(令和6)年度整備実績1.8km 整備進捗30.4%	△	R6整備完了予定の対象路線のうち、大阪生駒線において、電線共同溝特殊部配置に関する治道交渉が難航し、管路の敷設に遅れが生じたが、都市防災機能の向上、都市魅力の向上、歩行者空間の安全・快適性の向上等に向け、引き続き電線類地中化に取り組んでいく。
18	145	5 (2) エ	【放置自転車対策】 鉄道駅周辺などに放置された自転車が、道路環境を阻害している状況を解消するため、自転車駐車場の整備など放置自転車対策を進める。	・自転車等放置禁止区域の指定駅数 2024(令和6)年度146駅 2025(令和7)年度146駅 2026(令和8)年度146駅 ・自転車等駐車場の整備駅数（鉄道事業者整備を含む） 2024(令和6)年度164駅 2025(令和7)年度164駅 2026(令和8)年度164駅	・自転車等放置禁止区域の指定駅数 2024(令和6)年度146駅 ・自転車等駐車場の整備駅数（鉄道事業者整備を含む） 2024(令和6)年度164駅	◎	鉄道駅の周辺地域において、これまで146駅を自転車等放置禁止区域に指定するとともに164駅にて自転車駐車場の整備を行ってきた。しかしながら、駅によっては、依然として多くの自転車が放置されている場所もあることから、自転車駐車場の整備、啓発及び放置自転車の撤去等の対策に引き続き取り組んでいく。
19	145	5 (2) エ	【わがまちのやさしさ発見レポート募集】 市内在住又は市内に通学する中学生・高校生を対象に、身の回りのやさしさ（高齢者や障がい者に配慮された施設など）を発見したレポートを募集する。	事業の周知及び実施を通じて、高齢者や障がい者をはじめすべての人が安全かつ快適に暮らせるよう、「ひとにやさしいまちづくり」を推進するとともに、啓発を着実に進めます。	次の時代を担う中学生・高校生に「ひとにやさしいまちづくり」の趣旨を理解してもらうことを目的として、「わがまちのやさしさ発見」レポートを募集した。 中学生・高校生あわせて73点の応募があり、入賞作品選考会にて、最優秀賞1点、選考委員特別賞2点、優秀賞3点、佳作4点を選出した。	◎	-

第9期計画（第5章 高齢者施策の展開）				令和6年度			
NO.	計画 頁数	項目 番号	第9期における 具体的取組	目標 (事業内容、指標等)	実施内容 (実績)	自己 評価	課題と対応策 (備考)
(3) 施設・居住系サービスの推進							
20	150	5 (3)	【特別養護老人ホーム（介護老人保健施設）】 入所の必要性・緊急性が高い入所申込者が概ね1年以内に入所が可能となる状態が維持できるよう認定者数の伸びを勘案しながら引き続き必要な整備を進める。整備にあたっては、地域の偏りが大きくなり過ぎないよう配慮する。 社会福祉法人に対して整備補助を行っており、できる限り在宅に近い環境の下で生活できるよう、利用者一人一人の個性と生活のリズムを尊重する観点から、今後も個室・ユニット型で整備を推奨していく。また、既存施設の個室・ユニット化改修等についても府の基金事業等を活用して支援する。一方で、高齢者のニーズや低所得者の利用料負担への配慮を勘案し、プライバシーに配慮した多床室での整備も可能としている。 また、建設されてから相当の期間が経過し、老朽化が進んでいる施設も多くあるため、施設の修繕・改修に必要な支援を行う。 地域密着型特別養護老人ホーム（定員29人以下）については、全体の整備量の中で整備する。	・年度未定員数 2024(令和6)年度14,800人 2025(令和7)年度14,800人 2026(令和8)年度14,900人	特別養護老人ホームについては、令和6年度末現在、172施設（うち地域密着型20施設）定員14,800人（うち地域密着型施設505人）分が整備済である。令和7年度の整備事業者公募前の段階で、公募選定済みを含めると14,870人分となっている。 なお、入所の必要性や緊急性の高い方が概ね1年以内に入所可能となっている。 また、建設されてから相当の期間を経過し、老朽化が進んでいる施設も少なくないため、令和6年度から大規模修繕に対する市独自の補助を創設した。	◎	引き続き、入所の必要性・緊急性の高い方が概ね1年以内に入所可能となるよう、認定者数の伸びやニーズを勘案しながら、必要な整備に努める。 また、老朽化が進んでいる施設の大規模修繕も進めていく。
21	151	5 (3)	【介護老人保健施設】 特別養護老人ホーム等の介護保険施設の整備状況や利用ニーズを踏まえて必要な整備を進める。	市民後見人バンク登録者 ○2023(令和5)年度 相談件数 1,307件 市民後見人バンク登録者 299件 市民後見人受任件数 335件	介護老人保健施設については、令和6年度末現在82施設、定員7,909人分が整備されている。選定済みの1施設156人分については、令和8年度末までに整備完成予定である。	◎	引き続き、介護保険施設等の整備状況や利用ニーズを踏まえて、必要な整備を進めていく。
22	151	5 (3)	【介護医療院】	・年度未定員数 2024(令和6)年度280人 2025(令和7)年度280人 2026(令和8)年度300人	介護医療院については、令和6年度末現在5施設、定員173人分が整備されている。 令和7年度の整備事業者公募前の段階で、公募選定済みを含めると269人分となっている。	○	引き続き、介護保険施設等の整備状況や利用ニーズを踏まえて、必要な整備を進めていく。
23	151	5 (3)	【認知症高齢者グループホーム（認知症対応型共同生活介護）】 認知症高齢者が今後も増加が見込まれるため、認知症高齢者数の伸び等を勘案して目標量を設定し、整備を進める。	・年度未定員数 2024(令和6)年度5,070人 2025(令和7)年度5,185人 2026(令和8)年度5,300人	認知症対応型共同生活介護については、令和6年度末現在239事業所・定員4,893人分が整備されている。 令和6年度については、238人分の公募を行った。	◎	引き続き、利用ニーズ等を踏まえて、必要な整備を進めていく。
24	152	5 (3)	【特定施設入居者生活介護（地域密着型を含む。有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅など）】	・年度未定員数 2024(令和6)年度11,000人 2025(令和7)年度11,200人 2026(令和8)年度11,400人	特定施設入居者生活介護については、令和6年度末現在169施設、定員11,042人分が整備されている。 令和6年度については、288人分の公募を行った。	◎	引き続き、利用ニーズ等を踏まえて、必要な整備を進めていく。

第9期計画（第5章 高齢者施策の展開）				令和6年度			
NO.	計画 頁数	項目 番号	第9期における 具体的取組	目標 (事業内容、指標等)	実施内容 (実績)	自己 評価	課題と対応策 (備考)
25	152	5 (3)	【養護老人ホーム】	入所定員：737名	養護老人ホームについては、令和7年3月末現在、12施設、定員737人を整備している。介護ニーズへの対応のため、12施設中3施設が特定施設入居者生活介護の指定を受けている。	◎	介護を要する高齢者が増加している状況に対応するため、必要に応じ特定施設入居者生活介護の協議に応じていく。
26	152	5 (3)	【軽費老人ホーム】	入所定員：705人	軽費老人ホームについては、令和7年3月末現在、19施設、定員705人を整備している。介護ニーズへの対応のため、1施設が特定施設の指定を受けている。	◎	今後とも適正な施設整備に努めていく。
27	152	5 (3)	【経過的軽費老人ホーム】	入所定員：50人	経過的軽費老人ホーム（A型）については、令和7年3月末現在、1施設、定員50人を整備している。	◎	今後とも適正な施設整備に努めていく。
28	152	5 (3)	【生活支援ハウス】	入所定員：80人	生活支援ハウスについては、令和7年3月末現在、4施設、定員80人を整備している。	◎	今後とも適正な施設整備に努めていく。
(4) 住まいに対する指導体制の確保							
29	153	5 (4)	【未届け有料老人ホームに対する届出勧奨】 食事等のサービスを提供するなど、有料老人ホームに該当するにも関わらず、有料老人ホームの届出を行っていない住宅に対する届出の勧奨に引き続き取り組む。	関係機関等から未届け有料老人ホームの情報提供が行われた場合は、すみやかに関係機関等と連携のうえ、管理者等に対し、本市への届出を行うよう指導ができる体制を引き続き確保する。	調査 11件 新規勧奨 3件 再勧奨 延べ21件 調査対象事業所の届出 9件	◎	引き続き、未届け有料老人ホームに対する届出勧奨を行えるよう、関係機関から情報提供が行われた場合、すみやかに連携をおこなっていく。
30	153	5 (4)	【有料老人ホーム等への立入検査】 有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅については、適切な管理・運営が行われるよう、定期的な立入検査に引き続き取り組む。	有料老人ホーム等に対して実施する集団指導及び立入検査により、適切な管理・運営を行うよう指導できる体制を引き続き確保する。	介護サービス情報の公表事業所数：6,680事業所	◎	公平・公正な要介護（要支援）認定を行うために、全国一律の基準に従った調査を行う必要がある。市内における居宅介護支援事業所への調査委託契約数は減少しており、結果として調査員研修の受講者も減少傾向にある。今後も、認定調査員が研修を受講しやすいようWeb研修等研修手法を検討する。
31	153	5 (4)	【法的位置づけのない高齢者用賃貸住宅等における適切な介護サービス提供の確保】 法的位置づけのない高齢者用賃貸住宅等の住まいについては、適切な介護サービスの提供確保の観点から、居住者に介護サービスを提供している訪問介護事業者等に対して、引き続き運営指導を行う。	法的位置づけのない高齢者用賃貸住宅等の居住者に介護サービスを提供している訪問介護事業者等に対して、適切な介護サービスの提供を行うよう指導できる体制を引き続き確保する。	該当する訪問介護事業所等に対して、運営指導を行った。	◎	該当する事業所等に対して、適切な介護サービスの提供確保の観点から、引き続き運営指導を行う。
(5) 防災・感染症予防・防犯の体制整備							
イ 防災意識の啓発							
31	156	5 (5) イ	【高齢者本人に対する直接的な啓発】 戸別訪問による防火指導や高齢者を対象とした各種教室、行事等において、火災予防、予防救急、住宅内事故対策などの防火・防災上必要な知識について啓発する。高齢者の同意があった場合は、ケアマネジャー、ホームヘルパー、地域の協力者などの介護事業者等からの依頼を受けて、介護事業者等とともに高齢者宅へ訪問し、連携して防火・防災上必要なアドバイスを行う。高齢者を対象に防災知識の普及を目的とした各種訓練を実施する。	・防災知識の普及を目的とした各種訓練実施	防火・防災診断 1660件 高齢者に対する啓発・訓練等 1,218件 実施人数 33,873人	◎	予定通り実施できた。
32	156	5 (5) イ	【日常的に高齢者に接するものに対する間接的な取組】 介護事業者等を対象とした会議等の機会を捉え、火災予防、予防救急、住宅内事故対策などの各種情報を提供するほか、高齢者防火安全研修を実施するなど、日常的な介護業務を通じ高齢者に対して啓発及び注意喚起するよう依頼する。	・介護事業者等を対象とした高齢者防火安全研修	実施回数 1,650件 実施人数 7,848人	◎	予定通り実施できた。

第9期計画（第5章 高齢者施策の展開）				令和6年度			
NO.	計画 頁数	項目 番号	第9期における 具体的取組	目標 (事業内容、指標等)	実施内容 (実績)	自己 評価	課題と対応策 (備考)
ウ 災害時の要配慮者支援							
33	157	5 (5) ウ	【地域防災リーダーによる支援（自主防）】 地域における防災活動の中心的役割を担う 地域防災リーダーに対して、防災に関する知 識の普及、消火、救助、応急手当等の実 技指導を行い、支援体制を図る。	自主防災組織の中心的役割として活動する 「地域防災リーダー」の研修や訓練などの支 援を行っていく。	座学や実技訓練等、各区役所のマ ネジメントに基づき地域防災リーダー に対して研修を実施した。	◎	-
34	157	5 (5) ウ	【女性防火クラブによる支援】 防災意識の普及や応急手当、初期消火技 術指導を行うなど、支援体制を図る。	・クラブ数 2024(令和6)年度25クラブ 2025(令和7)年度25クラブ 2026(令和8)年度25クラブ ・人数 2024(令和6)年度19,500人 2025(令和7)年度19,500人 2026(令和8)年度19,500人	・クラブ数 2024(令和6)年度25クラブ ・人数 2024(令和6)年度19,564人		数値目標は達成しており順調に進んでいる。
35	157	5 (5) ウ	【高齢者施設の立入検査】 高齢者施設などの実態把握と火災予防を 目的に、出火防止と人命安全の確保につ いて具体的指導を行う。	・検査回数 2024(令和6)年度500回 2025(令和7)年度500回 2026(令和8)年度500回	950回	◎	予定通り実施できた。
36	157	5 (5) ウ	【高齢者施設の自衛消防訓練指導】 高齢者施設などの消防計画に基づく自衛消 防訓練の実施に際し、消火、通報及び避難 の訓練が適正に実施されるよう指導を行う。	・指導回数 2024(令和6)年度1200回 2025(令和7)年度1200回 2026(令和8)年度1200回	1,541回	◎	年間目標を達成している。引き続き事業を推 進する。
37	158	5 (5) ウ	【大規模施設の避難誘導システムの設置指 導】 不特定多数の人が利用する大規模施設な どにおける火災発生時の高齢者などの安全 確保と適切な避難誘導のため、点滅機能又 は音声誘導機能を有する誘導灯、光点滅 走行式避難誘導システム等の設置指導に 努める。	光点滅走行式避難誘導システム等の設置 状況による。	8件	◎	今後も、新たに避難誘導システムの設置指導 対象物が計画された場合に設置指導に務め る。
38	158	5 (5) ウ	【福祉避難所・緊急入所施設の指定（自 主防）】 大阪市避難行動要支援者避難支援計画 （全体計画）に基づき、災害時における要 配慮者の避難生活場所となる福祉避難所 や緊急入所施設の指定について、関係部局 が協力しながら実施する。	各施設を所管する関係局と連携し、福祉避 難所としての利用が求められる施設等につ いて、 施設管理者と調整のうえ福祉避難所の指 定を行っていく。	各区役所・各施設を所管する関係 局と連携しながら、施設の設置状況 の把握および福祉避難所の確保に 取り組んだ。 (協定締結済福祉避難所数： 364施設)	◎	-

第9期計画（第5章 高齢者施策の展開）				令和6年度			
NO.	計画 頁数	項目 番号	第9期における 具体的取組	目標 (事業内容、指標等)	実施内容 (実績)	自己 評価	課題と対応策 (備考)
Ⅰ 感染症予防及び感染症発生時の支援							
39	158	5 (5) Ⅰ	【感染症予防】 結核・感染症の予防とまん延防止のため、結核定期健康診断（15歳以上の方：胸部X線検査）、インフルエンザ予防接種（65歳以上の方等）、高齢者用肺炎球菌ワクチンの接種を実施する。	・結核定期健康診断 2024(令和6)年度15,048人 2025(令和7)年度16,252人 2026(令和8)年度17,553人 ・インフルエンザ予防接種 2024(令和6)年度369,295人 2025(令和7)年度368,063人 ・高齢者用肺炎球菌ワクチン接種 2024(令和6)年度6,829人 2025(令和7)年度7,878人 2026(令和8)年度7,878人	・結核定期健康診断 2024(令和6)年度15,048人 ・インフルエンザ予防接種 2024(令和6)年度333,576人 ・高齢者用肺炎球菌ワクチン接種 2024(令和6)年度4,228人	○	・結核定期健康診断については、おおむね目標どおり推移している。 ・インフルエンザ予防接種については、引き続き、対象となる市民の方に適切に接種の検討をいただけるよう周知に努めていく。 ・高齢者用肺炎球菌ワクチン接種については、引き続き、対象となる市民の方に適切に接種の検討をいただけるよう周知に努めていく。
40	158	5 (5) Ⅰ	【感染拡大防止対策にかかる経費の支援】 介護施設等に対し、感染拡大を防止する観点から、多床室の個室化やゾーニング環境等の整備に要する改修経費及び、簡易陰圧装置の設置費用等の支援に努める。	感染拡大防止対策にかかる経費の支援状況	令和6年度については、多床室の個室化 2施設、ゾーニング環境等の整備 8施設、簡易陰圧装置の設置 13施設の整備に対して補助を実施した。	◎	引き続き、感染拡大を防止する観点から、必要な支援に努めていく。
Ⅱ 業務継続計画（BCP）への支援							
41	159	5 (5) Ⅱ	【業務継続計画（BCP）策定に向けた支援】 BCP策定の経過措置が令和6年3月で終了するため、指定時研修や集団指導時に、策定の啓発や注意喚起を引き続き行う。また運営指導時等の際に、策定済の事業者については、BCPの内容について助言を行い、未策定の事業者については、注意喚起を行い早急な策定を促す。	引き続き、指定時研修や集団指導時に策定を促すとともに、運営指導等の際に未策定の事業者については注意喚起を行い、早急な策定を促す。	事業所のBCP策定等における取組を推進すべく、集団指導において、注意喚起を行っている。さらに、運営指導の際にも早急に策定するよう指導を行っている。	◎	引き続き、集団指導においても、特に注意喚起を行っていく。また、運営指導の際に未策定の事業者については文書指摘し、早急な策定を促す。
Ⅲ 防犯対策の取組							
42	159	5 (5) Ⅲ	【青色防犯パトロール】 大阪府警察から証明を受け、専ら地域の防犯のために、青色回転灯を装備した自動車を使用して行う自主防犯パトロール活動である。青色防犯パトロール活動を行う団体に対し、必要な物品の支給などの支援をする。	引き続き、青色防犯パトロール活動を行う団体に対し、必要な物品の支給などの支援を行っていく。	・団体数 令和6年度（令和7年3月末時点） 153団体 ・街頭犯罪件数 令和6年度（令和7年3月末時点） 16,463件	—	—

施設等の整備目標数・サービス目標量等

(1) 施設等の整備目標数 (計画書P168～)

介護保険施設の整備目標	計画目標 (令和6年度)	実績 (令和6年度)	計画目標 (令和7年度)	計画目標 (令和8年度)
介護老人福祉施設	14,800人	14,800人	14,800人	14,900人
うち地域密着型介護老人福祉施設	523人	505人	523人	534人
介護老人保健施設	8,065人	7,909人	8,065人	8,065人
介護医療院	280人	173人	280人	300人

居住系サービスの整備目標	計画目標 (令和6年度)	実績 (令和6年度)	計画目標 (令和7年度)	計画目標 (令和8年度)
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	5,070人	4,893人	5,185人	5,300人
特定施設入居者生活介護	11,000人	11,042人	11,200人	10,800人
うち地域密着型特定施設入居者生活介護	213人	184人	242人	242人

地域密着型サービスの必要利用定員総数（整備目標数）（計画書P169）

	小規模多機能型居宅介護				認知症対応型共同生活介護			
	計画目標 (令和6年度)	実績 (令和6年度)	計画目標 (令和7年度)	計画目標 (令和8年度)	計画目標 (令和6年度)	実績 (令和6年度)	計画目標 (令和7年度)	計画目標 (令和8年度)
北区	34人	18人	50人	67人	112人	81人	143人	173人
都島区	94人	74人	94人	94人	168人	162人	174人	180人
福島区	29人	24人	34人	40人	104人	99人	104人	104人
此花区	83人	58人	83人	83人	107人	99人	115人	124人
中央区	49人	49人	49人	49人	100人	90人	110人	119人
西区	14人	0人	29人	44人	74人	54人	94人	113人
港区	55人	53人	57人	58人	130人	121人	139人	148人
大正区	96人	96人	96人	96人	171人	171人	171人	171人
天王寺区	34人	29人	39人	43人	97人	90人	104人	111人
浪速区	11人	0人	22人	34人	108人	99人	108人	108人
西淀川区	165人	78人	165人	165人	189人	171人	189人	189人
淀川区	56人	29人	83人	111人	279人	261人	279人	286人
東淀川区	185人	127人	185人	185人	333人	333人	333人	333人
東成区	83人	25人	83人	83人	207人	189人	207人	207人
生野区	239人	128人	239人	239人	363人	363人	363人	363人
旭区	83人	83人	83人	83人	189人	189人	189人	189人
城東区	93人	53人	104人	114人	261人	243人	280人	299人
鶴見区	82人	53人	82人	82人	178人	178人	178人	178人
阿倍野区	69人	49人	71人	73人	189人	189人	194人	194人
住之江区	88人	53人	94人	99人	270人	270人	270人	270人
住吉区	188人	188人	188人	188人	338人	338人	338人	338人
東住吉区	174人	98人	174人	174人	354人	354人	354人	354人
平野区	266人	243人	266人	266人	417人	417人	417人	417人
西成区	130人	130人	130人	130人	332人	332人	332人	332人
合計	2,400人	1,738人	2,500人	2,600人	5,070人	4,893人	5,185人	5,300人

	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護				地域密着型特定施設入居者生活介護			
	計画目標 (令和6年度)	実績 (令和6年度)	計画目標 (令和7年度)	計画目標 (令和8年度)	計画目標 (令和6年度)	実績 (令和6年度)	計画目標 (令和7年度)	計画目標 (令和8年度)
北区 都島区 淀川区 東淀川区 旭区	87人	69人	87人	98人	29人	29人	58人	58人
福島区 此花区 西区 港区 大正区 西淀川区	78人	78人	78人	78人	58人	58人	58人	58人
中央区 天王寺区 浪速区 東成区 生野区 城東区 鶴見区	133人	133人	133人	133人	53人	24人	53人	82人
住之江区 住吉区 西成区	78人	78人	78人	78人	21人	21人	21人	50人
阿倍野区 東住吉区 平野区	147人	147人	147人	147人	52人	52人	52人	52人
合計	523人	505人	523人	534人	213人	184人	242人	300人

(2) 介護保険給付サービス等目標量 (計画書P170~)

サービス種別	計画目標 (令和6年度)	実績 (令和6年度)	計画目標 (令和7年度)	計画目標 (令和8年度)
居宅サービス				
訪問介護	408,742回/週	445,080回/週	431,237回/週	452,945回/週
訪問入浴介護	2,130回/週	2,041回/週	2,266回/週	2,400回/週
介護予防訪問入浴介護	9回/週	1回/週	9回/週	9回/週
訪問看護	50,047回/週	55,836回/週	52,666回/週	55,171回/週
介護予防訪問看護	5,217回/週	5,043回/週	4,881回/週	4,509回/週
訪問リハビリテーション	11,496回/週	12,966回/週	12,069回/週	12,612回/週
介護予防訪問リハビリテーション	1,766回/週	1,787回/週	1,648回/週	1,517回/週
居宅療養管理指導	33,956人/月	36,705人/月	35,803人/月	37,569人/月
介護予防居宅療養管理指導	2,221人/月	1,832人/月	2,094人/月	1,952人/月
通所介護	50,361回/週	49,245回/週	52,845回/週	55,167回/週
通所リハビリテーション	18,035回/週	17,730回/週	18,876回/週	19,653回/週
介護予防通所リハビリテーション	3,496人/月	3,039人/月	3,300人/月	3,079人/月
短期入所生活介護	48,577日/月	49,226日/月	51,206日/月	53,725日/月
介護予防短期入所生活介護	197日/月	197日/月	181日/月	170日/月
短期入所療養介護	6,496日/月	6,835日/月	6,918日/月	7,225日/月
介護予防短期入所療養介護	26日/月	28日/月	26日/月	21日/月
特定施設入居者生活介護	6,525人/月	6,683人/月	6,658人/月	6,765人/月
介護予防特定施設入居者生活介護	844人/月	833人/月	862人/月	875人/月
福祉用具貸与	63,515人/月	67,077人/月	66,569人/月	69,440人/月
介護予防福祉用具貸与	19,567人/月	16,660人/月	18,416人/月	17,136人/月
特定福祉用具購入費の支給	9,813人/年	9,919人/年	10,323人/年	10,805人/年
特定介護予防福祉用具購入費の支給	3,533人/年	2,852人/年	3,337人/年	3,119人/年
住宅改修費の支給	6,061人/年	5,496人/年	6,377人/年	6,673人/年
介護予防住宅改修費の支給	4,002人/年	2,847人/年	3,788人/年	3,548人/年
居宅介護支援	84,126人/月	86,243人/月	88,354人/月	92,317人/月
介護予防支援	23,727人/月	20,261人/月	22,350人/月	20,815人/月
施設サービス				
介護老人福祉施設 (地域密着型介護老人福祉施設を含む)	14,610人/月	11,963人/月	14,800人/月	14,800人/月
介護老人保健施設	7,909人/月	6,615人/月	8,065人/月	8,065人/月
介護医療院	241人/月	219人/月	280人/月	280人/月

介護保険給付サービス目標量

地域密着型サービス					
介護保険給付サービス目標量	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	666人/月	839人/月	704人/月	738人/月
	夜間対応型訪問介護	205人/月	173人/月	216人/月	228人/月
	地域密着型通所介護	28,065回/週	28,872回/週	29,438回/週	30,718回/週
	認知症対応型通所介護	2,809回/週	2,400回/週	2,947回/週	3,077回/週
	介護予防認知症対応型通所介護	12回/週	8回/週	10回/週	10回/週
	小規模多機能型居宅介護	1,062人/月	1,053人/月	1,108人/月	1,154人/月
	介護予防小規模多機能型居宅介護	136人/月	119人/月	142人/月	148人/月
	認知症対応型共同生活介護	4,454人/月	4,336人/月	4,557人/月	4,661人/月
	介護予防認知症対応型共同生活介護	11人/月	4人/月	11人/月	11人/月
	地域密着型特定施設入居者生活介護	173人/月	169人/月	201人/月	228人/月
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	485人/月	478人/月	523人/月	523人/月
	看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)	357人/月	294人/月	372人/月	388人/月
介護予防・日常生活支援総合事業	介護予防・生活支援サービス事業				
	介護予防型訪問サービス	延 83,236人	延 48,744人	延 78,696人	延 73,618人
	生活援助型訪問サービス	延 123,391人	延 129,027人	延 126,254人	延 126,199人
	住民の助け合いによる生活支援活動事業	延 2,000人	延 818人	延 2,000人	延 2,000人
	サポート型訪問サービス	延 50人	延 23人	延 50人	延 50人
	介護予防型通所サービス	延 156,466人	延 150,668人	延 160,096人	延 160,027人
	短時間型通所サービス	延 1,965人	延 1,359人	延 2,011人	延 2,010人
	選択型通所サービス	延 150人	延 51人	延 153人	延 153人
	一般介護予防事業				
	通いの場の参加者数(年間)	16,330人	15,380人	16,660人	18,500人
介護予防ポイント 活動者数(年間)	500人	464人	650人	800人	
包括的支援事業	地域包括支援センターの運営(設置箇所数)				
	地域包括支援センターの運営(設置箇所数)	66か所	66か所	66か所	66か所
	在宅医療・介護連携推進事業				
	在宅医療・介護連携相談窓口設置箇所数	24か所	24か所	24か所	24か所
	認知症総合支援事業				
	認知症初期集中支援チーム設置箇所数	24か所	24か所	24か所	24か所
	認知症地域支援推進員設置箇所数	24か所	24か所	24か所	24か所
	ちーむオレンジサポーターにかかるとコーディネーター設置箇所数	24か所	24か所	24か所	24か所
	生活支援体制整備事業				
	生活支援コーディネーター(SC)の配置(行政圏域)	24圏域	24圏域	24圏域	24圏域
生活支援コーディネーター(SC)の配置(日常生活圏域)	66圏域	66圏域	66圏域	66圏域	